

第1回定例会 会議録

会期 自 令和 8年 3月10日

至 令和 8年 3月16日

(7日間)

第 1 回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果)	2
	一般質問通告書	3
第 1 日	(招集、上程、説明、質疑、討論、一部採決、報告、委員会付託)	
	招集挨拶・報告	6
	議第 1 号～ 2 号 (専決処分 補正予算)	9
	議第 3 号～ 8 号 (条例)	1 1
	議第 9 号 (事件)	1 2
	議第 1 0 号～ 1 7 号 (補正予算)	1 2
	議第 1 8 号～ 2 6 号 (予算)	1 5
	陳情第 1 号	1 6
第 5 日	(一般質問)	
	第 1 番 古原 和哉 議員	1 7
	第 1 番 中嶋 治樹 議員	1 9
	第 9 番 大西 たま子 議員	2 7
	第 4 番 渡邊 亜子 議員	3 7
	第 2 番 川上 真人 議員	4 3
	第 7 番 由井 基治 議員	4 7
第 7 日	(質疑、討論、採決、委員長報告、追加議案)	
	議第 3 号～ 8 号 (条例)	5 3
	議第 9 号 (事件)	5 5
	議第 1 0 号～ 1 7 号 (補正予算)	5 6
	議第 1 8 号～ 2 6 号 (予算)	6 1
	陳情第 1 号	6 6
	(追加議案)	
	議第 2 7 号～ 2 9 号 (条例)	6 7
	議第 3 0 号 (補正予算)	6 9
	諮問第 1 号 (人権擁護委員候補者の推薦)	7 0
署 名		7 3

令和8年 川上村議会 第1回 定例会議事日程

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 1 番議員 2 番議員											
第 2	会期の決定 (3 月 1 0 日～3 月 1 6 日までの 7 日間)											
第 3	諸般の報告											
	(1) 村長の招集挨拶及び行政報告											
	(2) 議長行政報告											
	(3) 一部事務組合報告											
	(4) 監査報告											
第 4	一般質問 (別紙通告書のとおり)											
第 5	議第1号 専決処分の報告及び承認について (専決第13号 令和7年度 川上村一般会計第4回補正予算)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 6	議第2号 専決処分の報告及び承認について (専決第1号 令和7年度 川上村一般会計第5回補正予算)	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 7	議第3号 川上村宿泊税交付金基金条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 8	議第4号 川上村奨学金貸与条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9	議第5号 川上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 10	議第6号 川上村地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11	議第7号 川上村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12	議第8号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 13	議第9号 川端下辺地ほか7辺地に係る総合整備計画の策定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 14	議第10号 令和7年度 川上村一般会計第6回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
第 15	議第11号 令和7年度 川上村特別住宅特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 16	議第12号 令和7年度 川上村国民健康保険特別会計第3回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 17	議第13号 令和7年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 18	議第14号 令和7年度 川上村介護保険事業特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 19	議第15号 令和7年度 川上村訪問看護事業特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 20	議第16号 令和7年度 川上村簡易水道事業会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 21	議第17号 令和7年度 川上村下水道事業会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 22	議第18号 令和8年度 川上村一般会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 23	議第19号 令和8年度 川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 24	議第20号 令和8年度 川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 25	議第21号 令和8年度 川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 26	議第22号 令和8年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 27	議第23号 令和8年度 川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 28	議第24号 令和8年度 川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 29	議第25号 令和8年度 川上村簡易水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 30	議第26号 令和8年度 川上村下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 31	陳情第1号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【追加議案】

追加 1

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 2	議第28号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3	議第29号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 4	議第30号 令和8年度 川上村一般会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 5	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	賛成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 6	委員会の議会閉会中の継続調査の件											

令和 8 年 川上村議会 第 1 回 定例会 一般質問 通告書

通告番号		質問者	所要時間	答弁者
1	<p>1. 居倉配水池の施設について</p> <p>(1) 現在使用されている施設はいつごろ建設されたものか。</p> <p>(2) 今回計画されている改修工事はどの程度の規模で、どの様な内容となっているのか。</p>	第 3 番 古原 和哉	15 分	建設課長
2	<p>1. 村税、国保税、特別住宅家賃、上下水道利用料金の滞納について</p> <p>(1) 村税、国保税、特別住宅家賃、上下水道利用料金の滞納がかなりあるが村としてどのように徴収しているのか、また徴収業務をしているにもかかわらず決算書の数字にあまり変化のないのはなぜか。</p>	第 1 番 中嶋 治樹	40 分	税財政課長 総務課長 建設課長
	<p>2. 村民体育館周辺の横断歩道整備について</p> <p>(1) 村民体育館周辺道路は保育園児の散歩での横断頻度がかかなり多く横断歩道等の整備が必要と考えるが村として整備を考えているのか。</p>		15 分	建設課長
3	<p>1. 水不足の対応について</p> <p>(1) 近年の水不足により、下地区では生活用水である水道水の節水が呼びかけられたが現状はどのような状況か、また、今後新たな水源を増やすことを考えているのか。</p> <p>(2) 河川の水の減少や場所によっては結氷している状況が見られるが、冬場の火災時において防火水槽で充足できるのか。</p>	第 9 番 大西 たま子	15 分	建設課長 総務課長
	<p>2. 川上村の野菜生産のこれからのについて</p> <p>(1) 村の基幹産業である野菜生産の将来に向けどのようなビジョンを持っているのか。</p> <p>(2) 温暖化に対応した新たな野菜の生産を考えているのか。</p>		20 分	村長 産業課長
4	<p>1. こども誰でも通園制度の実施体制について</p> <p>(1) 受入可能人数及び安全基準について 本村は余裕活用型として実施することであるが、現在の園児数及び職員配置を踏まえ、制度開始時に受入れ体制は十分整っているのか。</p> <p>(2) 持続可能な保育体制の整備について 職員の欠勤や利用集中への対応を含むバックアップ体制及び保育士確保に向けた取組はどのようになっているのか。</p>	第 4 番 渡邊 亜子	20 分	保育所長
	<p>2. 地域おこし協力隊事業の実施内容および財源について</p> <p>(1) 本事業の予算746万円の財源内訳はどのようになっているか（国の措置額および村の実質負担額を含む）</p> <p>(2) 本年度実施する具体的事業内容および目標とする成果はどのようなものか。</p>		15 分	むらづくり推進課長
5	<p>1. 本村の空き家の現状とその対策の施策について</p> <p>(1) 令和 7 年に空き家調査を行ったと思うが、現在の空き家の状況はどうなっているのか。</p> <p>(2) 「川上村空き家なんでも相談窓口」には、実際にどのくらいどのような相談が寄せられているのか。</p> <p>(3) 空き家解体時に補助金が支払われるが、どのくらいの申請があったのか。</p>	第 2 番 川上 真人	15 分	むらづくり推進課長
	<p>2. 国民健康保険川上村診療所について</p> <p>(1) 医師、看護師の不足、それに伴う経営状況の悪化など、様々な要因により全国的に医療機関の崩壊が問題となっている。 川上村診療所においても 4 月から診療体制が縮小されると聞いているが、川上村診療所の現状と今後の展望は。</p>		15 分	診療所事務長
6	<p>1. 基金の管理・運用状況及び村の財政運営について</p> <p>(1) 村には、川上村財政調整基金をはじめ、特定の事業を目的とした基金の積み立てがされており、その額は約 7 0 億程度と認識している。 基金の管理・運用にあたっては、安全性、流動性の確保、効率性の追求を原則として行われていると思うが、村として具体的にどのように行われているか。</p> <p>(2) 令和 8 年度の予算方針について、村財政の健全化を表す指標は健全な数値を維持しているものの、大型事業の継続により、公債費率が大幅に上がっており、引き続き慎重な財政運営を行っていかねばならないとあるが、具体的な対策としてどのような事を行っているのか。</p>	第 7 番 由井 基治	20 分	会計管理者 税財政課長

招集年月日	令和8年3月10日			
招集の場所	川上村議事堂			
会期	令和8年3月10日 午前10時00分から 令和8年3月16日 午前11時46分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	8番議員（3/13 11:35～散会）、2番議員（3/16日）			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	1番 中嶋 治樹		2番 川上 真人	
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦 副 村 長 中嶋 昌哉 教 育 長 藤原 克朗 会 計 管 理 者 原 恭司 総 務 課 長 由井 正一 税 財 政 課 長 高見澤 光 むらづくり推進課長 原 岳司 産 業 課 長 藤原 英紀	建 設 課 長 加藤 明男 保 健 福 祉 課 長 由井 康奈 診 療 所 事 務 長 中嶋 豊 保 育 所 長 篠原 正和 教 育 振 興 課 長 長崎 治 統 合 小 学 校 推 進 室 長 遠藤 亮治 生 涯 学 習 課 長 原 達也		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 日向 秀仁			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 8 年第 1 回川上村定例会（第 1 日）

令和 8 年 3 月 10 日

開会 午前 10 時 00 分

開 会 宣 言

- 議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。
本日は全員の出席を得ております。
ただいまから、令和 8 年第 1 回定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。
最初に会議録署名議員を指名いたします。
1 番 中嶋治樹君、2 番 川上真人君を指名いたします。
を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

- 議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りいたします。
会期につきましては、先日 3 月 5 日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員長 渡辺正君。
- 議会運営委員長（渡辺 正君） おはようございます。議会運営委員会から第 1 回定例会の運営につきましてご報告いたします。
3 月 5 日役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日 10 日から 16 日まで 7 日間といたしました。
一般質問は、3 月 10 日に予定しまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりです。
上程される議案は、専決処分の報告及び承認 2 件、条例案が 6 件、辺地総合整備計画の策定が 1 件、令和 7 年度各会計補正予算案が 8 件、令和 8 年度各会計当初予算案が 9 件、陳情が 1 件です。
すべての案件について、本日上程し、議案第 1 号から 2 号につきましては本日質疑、討論、採決、その他の議案については 16 日に質疑、討論、採決の予定であります。
慎重な審議と議論、またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告と

いたします。

○議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日から3月16日までの7日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、委員長報告のとおり、本日から3月16日まで7日間と会期を決定いたします。

日程第3 諸般の報告

（1）村長招集挨拶及び行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、諸般の報告に入ります。

最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 皆さん、おはようございます。

今年は、1月下旬から日本海側を中心とした強い寒気の影響により、北陸・東北地方で記録的な大雪となり、交通障害や建物被害が発生し、住民生活に大きな影響が出ました。その一方で、全国的に非常に雨が少ない状況が続き、本村においても、年末から1月下旬にかけて、水源地における水位低下が発生し、一部地域において十分な給水ができず、ご迷惑とご不便をお掛けしてしまいました。また、少雨・乾燥の影響は、全国各地で、大規模な山林火災をもたらし、改めて火災の恐ろしさを感じたところです。

少雨の影響は、本村においても例外では無く、川の水位の低下による消防水の確保が困難な状況が続き、火災発生時の消火活動に支障をきたす状況とならないか憂慮するところです。このような時にこそ、村民の皆さまにご協力いただき、火災を起こさないよう全員が心がけると共に、村としましても、火災予防の周知徹底をおこなってまいります。

さて、本日ここに、令和8年川上村議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにお忙しい中、全員の皆様のご出席を得て開会できますことを、まずもって御礼申し上げます。

さて、今議会に提出いたしました議案の説明に先立ちまして、最近の村政を取り巻く情勢などについて申し上げます。

はじめに、2月8日投開票の衆議院総選挙により、自民党が316議席を獲得し、与党系で356議席という、過半数を大きく上回る結果になりました。総選挙で最大

の争点となった消費税については、与野党共に廃止を掲げており、廃止によっておこりうる、国民生活への影響、また地方財政への影響がどのような形であられるかは、不透明な状況となっておりますので、今後も引き続き、代替財源の確保などを注視していく必要があります。

現在、審議中の国の新年度予算額は、過去最大の 122 兆円規模となる見込みです。「強い経済」を実現する総合経済対策を中心にまずは、国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じる事としています。

また、地方交付税につきましては、前年比 2 兆円増となる総額 20.9 兆円となり、8 年連続での増加が見込まれます。これは、地方が委託する事業費への物価反映分が大きく影響しており、地方自治体が行政サービスを安定的に、また物価高による役務へ対応する為に、適切な予算確保をしていただいたと考えております。

次に、県政の動向についてです。「しあわせ信州創造プラン 3.0」に基づいた政策を柱に、一般会計で 1 兆 658 億円となる見込みです。産業競争力を強化し、多彩な人材の活用を支援すると共に、宿泊税の創設を契機とした観光コンテンツの充実や環境整備などを推進するとしており、本村でも事業を進めるうえで、国・県の補助金は非常に重要な財源となりますので、有効活用できる部分は、積極的な利用を心掛け、事業を進めてまいります。

それでは、令和 8 年度、本村の当初予算について申し上げます。議員の皆さまには、先日、各担当課より詳細な予算説明がおこなわれたと思いますので、私の方からは、当初予算に計上いたしました、主な事業について総合計画の「3 つの基本目標」に沿って順次ご説明いたします。

はじめに、「安心して子どもを産み、生活できる環境をつくる」についてであります。少子化が進む中において、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、村政の重要課題の一つであります。引き続き、子どもの医療費や妊婦検診、不妊治療に対する助成を行いながらも、国の施策と連動した出産・子育て支援をおこなってまいります。

また、新規事業として高校通学等支援補助金を創設し、通学等に不利な状況改善として、高校生の通学費用等に係る経済的な支援をおこなう事としました。統合小学校につきましては、これまで、8 回の建設委員会を開催し、委員の皆さまからは、より良い学校作りに向けたご提案をいただいております。令和 8 年度は、その形を実現するための実施設計に着手し、令和 9 年度の工事着工に向け進めてまいります。

次に、2 つ目の「持続可能な産業と選ばれる地域をつくる」についてであります。

川上村の産業といえば、やはり高原野菜であり、この基幹産業を支える為の農業施策は非常に重要であると考えております。農道や排水路の整備は当然ながら、各地区が自ら行う環境整備についても、多面的機能支払交付金により支援してまいります。林業分野におきましては、村有林の管理は基より、民有林所有者の意向に沿った間伐などをおこなってまいります。

また、令和 8 年度は、村の観光拠点である廻り目平の施設補修として金峰山荘の浴槽改修や、ふれあいの森のトイレ洋式化をおこない、観光客のさらなる誘致を進めてまいります。地域づくりに重点をおいた施策としましては、令和 7 年度から引き続き「地域おこし協力隊」による地域活性化や、定住促進を図ってまいります。

最後に、「災害に強く、安定した生活の基盤を共につくる」についてです。

生活基盤である、道路の維持補修は当然の事ですが、村民の皆さまの生活基盤となる上水道施設の補修や公営住宅の改修をおこなってまいります。また、防災備蓄品についても順次更新していく予定でございます。

いずれにしましても、予算につきましては、コスト意識を持ち着実に執行するとともに、住民サービス向上に向けて努力してまいります。

私も、この 2 月で、2 期日の任期の折り返しとなりました。この間、統合小学校を初めとした諸問題の解決に向き合ってまいりましたが、ここにおいで議員の皆さま、また、村民の皆さまのお力添えにより前に進める事ができました。改めて感謝申し上げるしだいです。まだまだ、行政を取り巻く環境には課題や難問が多くありますが、副村長をはじめ、職員の皆さまとコミュニケーションをとりながら、今後も停滞させることなく進めていく所存です。

それでは、本定例会に提出致しました議案について申し上げます。

内容は、専決処分が 2 件、条例改正が 6 件、辺地計画の策定が 1 件、令和 7 年度一般会計及び特別会計補正予算案が 8 件、令和 8 年度一般会計及び特別会計の当初予算案が 9 件の、合計 26 件となります。補正予算につきましては、一般会計で 3 億 1 千百万円の追加をお願いするものです。主な補正予算の内容は、役場庁舎等建設費に充当した公債の繰上げ償還に 3 億 8 百万円を計上しております。主な財源は、交付税の留保分を利用しております。

詳細につきましては、各担当課長より説明させますので、よろしくお願い致します。

また、私の行政報告につきましては、お手元の議案集にございますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。

(2) 議長行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長報告を申し上げます。

議長報告につきましては、議案集の中に綴り込んでありますので、ご覧をいただきたいと思います。

(3) 一部事務組合報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =佐久広域連合議会報告=

○議長（由井秀樹君） 次に、佐久環境衛生組合議会の報告を求めます。

佐久環境衛生組合議会議員 中嶋治樹君。

○佐久環境衛生組合議会議員（中嶋治樹君） =佐久環境衛生組合議会報告=

(4) 監査報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。代表監査委員、林公上君。

○監査委員（林 公上君） =監査報告=

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑はないようですので、諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第4 一般質問につきましては3月13日に予定しておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

日程第5 議第1号 専決処分の報告及び承認について（専決第13号 令和7年度川上村一般会計第4回補正予算）

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 議第1号 専決処分の報告及び承認について（専決第13号 令和7年度川上村一般会計第5回補正予算）を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） =議第1号説明=

○議長（由井秀樹君） 続いて説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君）＝議第1号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続いて説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君）＝議第1号説明＝

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第1号 専決処分の報告及び承認について（専決第13号 令和7年度川上村一般会計第4回補正予算）について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議第2号 専決処分の報告及び承認について（専決第1号 令和7年度川上村一般会計第5回補正予算）

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第6 議第2号 専決処分の報告及び承認について（専決第1号 令和7年度川上村一般会計第5回補正予算）を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）＝議第2号説明＝

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第2号 専決処分の報告及び承認について（専決第1号 令和7年度川上村一般会計第5回補正予算）について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議第3号 川上村宿泊税交付金基金条例の制定

○議長（由井秀樹君） 続いて日程第7 議第3号 川上村宿泊税交付金基金条例の制定を議題といたします。説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） =議第3号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第8 議第4号 川上村奨学金貸与条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて日程第8 議第4号 川上村奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） =議第4号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第9 議第5号 川上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

○議長（由井秀樹君） 続いて日程第9 議第5号 川上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を議題といたします。

説明を求めます。篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君） =議第5号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

ここで11時15分まで休憩といたします。

（休 憩）

（11：15）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議第6号 川上村地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第10 議第6号 川上村地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）＝議第6号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第11 議第7号 川上村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて日程第11 議第7号 川上村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）＝議第7号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第12 議第8号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第12 議第8号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）＝議第8号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第13 議第9号 川端下辺地ほか7辺地に係る総合整備計画の策定

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第13 議第9号 川端下辺地ほか7辺地に係る総合整備計画の策定を議題といたします。

説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君）＝議第9号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第14 議第10号 令和7年度川上村一般会計第6回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第14 議第10号 令和7年度川上村一般会計第6回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。高見澤税財政課長。

- 税財政課長（高見澤 光君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井総務課長。
- 総務課長（由井正一君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原むらづくり推進課長。
- むらづくり推進課長（原 岳司君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井保健福祉課長。
- 保健福祉課長（由井康奈君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続いて、説明を求めます。篠原保育所長。
- 保育所長（篠原正和君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） ただいま議第 10 号 令和 7 年度川上村一般会計第 6 回補正予算の説明の途中ですが、ここで 13 時 15 分まで休憩します。

(12 : 01)

(休 憩)

(13 : 15)

それでは、会議を再開いたします。日程第 14 議第 10 号 令和 7 年度川上村一般会計第 6 回補正予算について、説明を続けます。藤原産業課長。

- 産業課長（藤原英紀君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。加藤建設課長。
- 建設課長（加藤明男君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。長崎教育振興課長。
- 教育振興課長（長崎 治君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。遠藤統合小学校推進室長。
- 統合小学校推進室長。（遠藤亮治君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原生涯学習課長。
- 生涯学習課長（原 達也君） ＝議第 10 号説明＝
- 議長（由井秀樹君） 以上で説明を終了いたします。本案に対する質疑、討論、採決は、3 月 16 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 15 議第 11 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計第 2 回補正予算

- 議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 16 議第 11 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。
- 議長（由井秀樹君） 説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）＝議第 11 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 16 議第 12 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 16 議第 12 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君）＝議第 12 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続いて、説明を求めます。中嶋診療所事務長。

○診療所事務長（中嶋 豊君）＝議第 12 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 17 議第 13 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 17 議第 13 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君）＝議第 13 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 18 議第 14 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 18 議第 14 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君）＝議第 14 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月16日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 19 議第 15 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 19 議第 15 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。中嶋診療所事務長。

○診療所事務長（中嶋 豊君） =議第 15 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3 月 16 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 20 議第 16 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 20 議第 16 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） =議第 16 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3 月 16 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 21 議第 17 号 令和 7 年度川上村下水道事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 21 議第 17 号 令和 7 年度川上村下水道事業会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） =議第 17 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 16 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 22 議第 18 号 令和 8 年度川上村一般会計歳入歳出予算

日程第 23 議第 19 号 令和 8 年度川上村営事業特別会計歳入歳出予算

日程第 24 議第 20 号 令和 8 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算

日程第 25 議第 21 号 令和 8 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算

日程第 26 議第 22 号 令和 8 年度川上村後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出予算

日程第 27 議第 23 号 令和 8 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算

日程第 28 議第 24 号 令和 8 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算

日程第 29 議第 25 号 令和 8 年度川上村簡易水道事業会計予算

日程第 30 議第 26 号 令和 8 年度川上村下水道事業会計予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、令和 8 年度当初予算です。この予算につきましては、2 月 26 日、2 月 27 日の予算研修で説明が済んでおります。

したがって、日程第 22 議第 18 号 令和 8 年度川上村一般会計歳入歳出予算から、日程第 30 議第 26 号 令和 8 年度川上村下水道事業会計予算までを一括して上程いたします。

説明を省略いたします。

本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 16 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

日程第 31 陳情第 1 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める 陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 32 陳情第 1 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託します。

散 会

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日本日予定した日程はすべて終了いたしました。なお、この後 14 時 45 分から統合小学校建設懇談会と全員協議会を開催しますので、委員会室へお集りください。

本日は、これを以って散会といたします。

ご苦労様でした。

（散会 14 時 29 分）

令和 8 年第 1 回川上村定例会（一般質問）

令和 8 年 3 月 13 日

（午前 10 時 00 分）

日程第 4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 定刻になりました。

本日は、全員の出席を得ています。これから本日の会議を開きます。

本日は日程第 4 一般質問を予定しています。

日程第 4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に、通告番号 1、3 番議員 古原和哉君。

○3 番（古原和哉君） おはようございます。通告書に従いまして一般質問をします。

居倉配水池の施設についての質問であります。

一番目の質問であります。現在使用されている貯水池はいつ頃建設されたものか、お聞かせください。

二番目の質問です。今回計画されている改修工事は、どの程度の規模で、どのような内容になっているのか、村民の皆様に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

私からの質問は以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 3 番古原議員の居倉配水池についてのご質問にお答えします。

はじめに居倉配水池という名称であります。現地施設の門柱にも居倉配水池と表示されており、過去においては配水池として使用していた施設であります。今は、村営水道としての水道法による認可におきましても、減圧槽となっております。

秋山地区にある円柱型の PC タンクが、居倉と秋山の水道水を供給するための配水池となっております。直近 1 年間で見ますと最大 378 m³、平均 363 m³を貯水しております。

秋山配水池から直接居倉地区へ配水した場合、高低差による影響で水圧が高くなってしまい、各ご家庭の給水装置の故障などの悪影響が出てしまうため、水圧を下げる必要があります。そのため、水圧を下げるための減圧槽の役目をしております。

ご質問の施設の建設時期であります。昭和 43 年度に梓山、秋山、居倉水道を統合し、上地区簡易水道が創設されました。

上地区簡易水道として認可を受けた昭和 43 年度以降の認可関係書類、施設の新設や大規模改修については、書類で確認することが出来ますが、それ以前の詳細な

経過については記録が残っておりません。

また、資産台帳においても、受水槽、上屋についての記録はありますが、配水池についての記録はありませんでした。

昭和 43 年度の認可申請時に、既存の配水池を使用する事となっておりましたので、昭和 43 年度以前に建設されたものではあるものの、詳細な建設年度については把握できておりません。

いずれにいたしましても、老朽化が進んでいる施設であるため、早急に対応して参りたいと考えております。

次に来年度に計画されている工事についてであります。

老朽化が進んでいる施設であることから、今後の維持管理や更新の在り方が課題となっており、令和 6 年度に老朽化対策として、どのような方法が良いのかについての調査を行い、その結果を踏まえ、令和 7 年度に将来的な維持管理コストや安全面等の再検討を行い、方針を決定したところであります。

様々な検討の結果、既存施設の改修は行わず、既存施設付近の道路に埋設型の減圧弁を新設することになりました。この工事を行う事で、既存の減圧槽を経由する事なく居倉地区へ配水できることとなります。

令和 8 年度の完成を目指し、来年度予算に設計費、工事費を計上したところであります。

この工事により必要な減圧機能は確保しつつ、老朽化した施設への依存が解消され、将来的な更新負担の軽減と安定した給水の確保につながるものと考えております。

私からは以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。古原和哉君。

○3番（古原和哉君） 今聞いたところによりますと、かなり昔の水道管が使われていた認識であります。三大インフラの電気、ガス、水道、特に水道は行政が管理する責任ある仕事と認識しております。

どうか村民の皆さんに安心安全な水を届けていただきたいと思います。

また今まで使われていた水道管には石綿管が使われていたと認識していますが、新しい水道管にはこの部分にはまったく使わないでできるのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 現在の居倉減圧槽の下、居倉へ配水する管はダクタイトルの鋳

鉄管になっています。

現在、来年度工事することによって、現在の施設は経由しないことになりまので、古い管は使用せずに居倉に配水できるものと思っております。

○議長（由井秀樹君） 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） また今まで使われていたその石綿管と思われる施設はこの先、その部分は撤去できるのか、お聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 今回の減圧層の設置場所と、今減圧施設にあるテレメーター、電気で水量など末端に送るものですが、その移動等も考えまして、今後撤去していきたいと考えております。

○議長（由井秀樹君） 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） 分かりました。そのように行っていただきたいと思ひます。

2番目の質問ですが、今回の工事の工期はいつ頃から何時迄で、例えば、道に敷設する場合に夏の時期に重なるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（由井秀樹君） 加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 日程的に4月に入りまして、まず設計等の入札を行ってまいります。設計が終わりましたら、実際に建設に入るわけですが、あそこの道を通り止めにすることは難しいと思ひますので、いずれ工期的には来年度末には完了する予定ではありますけれども、農業の時期が終わってから通行止めをかけて工事をしていきたいと思ひます。

○議長（由井秀樹君） 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） 分かりました。そのような計画でお願いしたいと思ひます。私からの質問は以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で、3番議員 古原和哉君の一般質問を終わります。
一般質問を続けます。1番議員 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 過日通告しました2点の質問について入らせていただきます。

毎年第3回定例会で前年の決算報告がありますが、決算書の中で、一般会計の村税、固定資産税、軽自動車税、特別会計の国保税、特別住宅使用料、上下水道利用料金の多額の収入未済額、不能欠損額が計上されていますが、村税や国保税、特別住宅使用料、上下水道料は村の貴重な自主財源であり、公共サービスを維持するための根幹です。

しかし、一部の滞納している現状において、公平性の観点からどのように徴収し

ているのかというプロセス、この成果が決算にどう反映されているのか、明確するに必要があると考えます。そこで質問します。

滞納者に対する具体的な徴収体制と法的措置の実施状況、村税、国保税、特別住宅使用料、上下水道料金と多岐にわたる滞納に対し、村は現在どのような優先順位で当たっているのか。特に悪質な長期滞納者に対しては、財産差し押さえなどの法的措置をどの程度具体的に執行しているのか。また徴収業務をしている一方で、決算書の数字に目立った改善が見られないのはなぜか。お伺いします。

二つ目の質問をします。村民体育館周辺、左岸道路、県道横断歩道設置についてです。保育園をはじめ文化センター、レタ助公園、村民体育館と村民が利用する施設が集中しているにも関わらず、現在でも横断歩道が設置されていない状況です。体育館前の左岸道路、県道は保育園児の散歩道路になっており、道路を横断するたびに子どもの命を預かる保育士の精神的負担も大きいものと考えております。特に春から秋にかけては、レタ助公園、文化センターを利用する子供も増え、それに比例してトラックなどの交通量も増える現実です。

横断道路の設置は村民、子供の命に直結する非常に重要な課題と考えておりますが、村として、これまで設置許可者にどのような申請をされてきたのか、今後どのような方法で設置に取り組んでいくのか。または設置が難しい場合の安全対策を考えているのか、お伺いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 1番中嶋治樹君の村税、国保税、特別住宅使用料、上下水道利用料の滞納に関しての質問に私からお答します。

私からは村税と国保税についてお答えします。

まず、村県民税ですが、6月を第1期とし、12月まで4期、固定資産税は、5月を第1期とし、11月まで4期、軽自動車は5月のみ、国民健康保険税は、7月から12月まで6期の納期月、納期限を設けて課税しています。なお国保税を含め、以下「村税」と呼びますのでご了承ください。

村税の主な納付方法として、口座振替をお願いし、推奨しておりますが、納付書による現金納付、QRコードで納付される方もおります。

又、川上村の特徴的な方法として、村内3農協にご協力いただき、毎年8月末に村税を一括納付（振替）する、夏季一括納付という形を運用しております。これは、野菜販売が始まり、販売金の振込から2カ月程経過したところで、口座振替により一括で納付していただいているものです。現在、口座振替による納付は、全体の約

5割を占めています。

納期月の月末が納期限で、事前に各金融機関に口座振替依頼を行い、振替不能の方は翌月15日に再振替処理を行っております。再振替処理できなかった方には、翌々月15日に督促状を送付しています。又、毎年11月頃に過年度分の、2月に当年度の滞納者を対象に、催告書を送付し、滞納者への納付を促しています。

国保税については、外国人労働者の加入も多いことから、外国人労働者の転出手続きの際に、滞在期間の国保税を再計算し、不足分を納付してもらうことで、新たな滞納をつくらないための取組をしています。

以上が、毎年の通常の徴収業務です。

また長野県地方税滞納整理機構という、県内全ての市町村と県が協力して、大口徴収困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合に、毎年2件ほど事案を委託しています。令和7年度は、2件委託し、1件は完納、1件は事案困難として、返還される予定で、延滞金を含め55万円程収納しました。

その他、長野県東信県税事務所の協力の下、滞納者の財産調査、催告等を行っています。

川上村独自の滞納整理の一環として、令和7年度は昨年5月の出納閉鎖前に、令和6年度分を中心として、村内の滞納者宅の臨戸訪問をしました。一週間ほど昼や夕方時間帯を狙い行いましたが、不在、留守等で折衝できなかった方も多く、後日の納付約束分も含め50万円程の収納にとどまりました。

期限内に納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、昨年夏以降、滞納者リストを基に、差押えによる滞納整理を実施しました。滞納者全てを対象にするわけではなく、財産調査や、その方の状況を踏まえ行いました。その結果、差押え処分通知に反応し自主納付した方を含め、これまでに、11件、約1,100万円を収納しています。なお調査の結果、納付困難な方には、今後執行停止処分を行う予定です。

地方税法第331条、国税徴収法第47条に市町村民税に係る滞納処分として、「督促状によって、納付を促した後一定の期間を経過してもなお未納の場合は、差押えをしなければならない」旨規定しています。つまり、税法はこの方法によって滞納税を徴収するよう、徴税吏員に命じています。都市部と違い、お互いを知る地域ですので、やりにくいのが正直なところですが、今後も粛々と進めてまいります。

納税は義務ですので、滞納者の皆様におかれましても、納税意識を持っていただき、納税通知があった際は、速やかに納付をお願いします。納税が困難な状況にあ

る場合は、具体的に個々の事情を十分に把握したうえで必要に応じた対応をしてまいりますので、まずは相談いただきますようお願いいたします。

また国民健康保険税に関しては、一般会計の普通税と少々事情が違い、滞納者の中に外国人労働者が多く含まれます。夏の期間のみ滞在し秋に帰国する方は、転出前に必ず納付をお願いします。納税通知は、雇用主の方宛に送付していますので、雇用主の方の協力もかせません。雇用主、管理団体、登録支援機関の皆様の協力をお願いします。

令和6年度の決算説明資料を見ますと、現年課税分の徴収率は、98%台で推移しており、過去5年間横ばい及び1パーセント以内ずつ伸びております。対して令和6年度滞納繰越分、徴収率は10%であり、現年滞納繰越分を合わせた徴収率は94%であります。

令和元年度から5年度までは、11~15%で推移しておりましたので、令和6年度の滞納繰越分徴収率は少し下がりました。今後滞納繰越分に対する徴収率を上げていかないと、収入未済額を含めた数字の向上は見込めませんので、現年度分で新たな滞納者を増やさないことのみならず、滞納繰越分に重点をおき、今後の徴収計画を立ててまいります。

以上は普通税の状況ですが、国保税に関しても同様の状況でございます。

決算説明資料の収入未済額は、現年過年合わせた調停額から、収入済額と不納欠損額を差し引いたものです。過去5年間3,000万円後半から前半推移していますが、不能欠損額が年によって差異がありますので、この数字、収入未済額で比較することは難しい部分があります。つきましては、毎年の徴収率を注視していただきたくお願いします。

令和7年度は、現在も続いております。令和7年度決算につきましては、本年9月決算関連資料の数字をご確認ください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 特別住宅の家賃についてお答えいたします。

特別住宅の家賃ですけれども、居住いただいております方の口座から村の口座に振替していただいております。なんらかの理由で口座からの入金ができなかった居住者には、即刻連絡をしまして、納入の方法を再引き落としを希望されるのか、役場の口座に振り込まれるのかといった相談をさせていただいております。皆様からの納入はスムーズではありますけれども、一部に納入が滞っている方もおられます。中でも決算書等には過去に滞納が発生してしまった場合のものが残ってしまっ

ています。

こちらにつきましても、連絡を取りながら納入していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。今後も一部の方の家賃納付が残ったままということがないように、少しずつでも追いついてこられるような納入計画を立てまして、居住いただいている皆様方に守っていただけるようにしてまいります。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 私からは上下水道料金についてお答えします。

上下水道料金は2ヶ月に1回検針し、使用料を請求しております。以前は集落の老人会の方、婦人会の方が集金をしておりましたが、現在は口座振替と納入通知書を送付しての納付となっております。

口座振替の場合は、振替が出来なかった場合は、再度振替を行っております。

口座振替、納入通知書納付共に、上下水道料金のお支払いの確認ができなかった場合は、督促状を送付してお支払いをお願いしております。

現年度の徴収、滞納徴収は行っているもの、決算書、決算説明書上において横ばい状態となってしまっており、なかなか改善できない状態であります。

通常業務である水道施設等の維持管理に加え、緊急対応等を行う中での徴収業務となり、なかなか成果が上がらない状況ではありますが、料金を支払っている方との不公平があってはいけないことであると思っておりますので、今後も効果の出る徴収方法等を検討し、滞納が減少するよう努力していきたいと考えております。

私からは以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） まず村税、国保税についてですが、先ほど課長の方から答弁がありましたけれども、徴収率は若干上がっているということですが、中には生活困窮者の方がいると思うのですけれども、そういう方に対しても払えないからと言って来たというだけで終わらせているのか、ちゃんと資産とかそういうものも調べたうえで払えないからということ、調査をして猶予しているのか。あと悪質な滞納者、長期滞納者に対しては滞納整理機構等、毎年2件と言ったのですけれども、毎年2件しかお願いができないのか、それと滞納整理機構を使った時には、お願いした費用はどのくらいかかっているのか、お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） お答えいたします。いまご質問のありました困窮者等に

関してでございますが、当然、先ほど答弁に含めましたが、基本的には相談していただくのですが、なかなか相談にも来ていただけない場合もあるので、基本的に滞納者はすべて財産調査、生活の状況と個々の状況を調査して、その上で困難の方には執行停止という処分が、手続きがあるのですが、これまでは執行停止処分はしてこなかったのですが、今後執行停止ということもやっていくということで今検討しているところでございます。

滞納整理機構に関してですが、長野県中の事案を行っておりますので、それぞれ各町村ごとの移管の枠というものがあまして、以前は3件ほどあったのですが、最近は川上村は毎年2件ということで、今後増える可能性もありますけれども、滞納整理機構は全市町村をやっているのです、できないということでございます。

費用に関してですが、滞納整理機構の負担金、均等割、町村の移管の件数割とか、手元に資料がないのですが、予算書に滞納整理機構負担金ということで予算を毎年、令和7年度は50万円ほど、もう一度確認しますけれども、予算書に載っております。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） ありがとうございます。生活困窮者の方から相談は少ないということなので、生活困難だから払えないという状況になってしまうので、その辺は相談してもらえる体制、あと調査をしっかりしてもらって、払える人にはしっかり払ってもらおう。先ほど答弁がありましたけれども、税の公平性と納税の義務がありまして、これがまかり通ってしまえば、次から次へ払えない人が出て来た中で、前の人は払わなかったじゃないかとそういうことが出てくると思うので、そういうことが続けば、またせっかく徴収率が上がってきているところに上がらない状況が出てくると思いますので、その辺もしっかりやってもらって、徴収業務で村の中で大変だと思っておりますが、しっかりやってもらえるようにして、徴収を続けてもらいたいと思います。

村民県民税も一緒に徴収されるわけですが、村税を滞納している人が、県民税は県の方にも払わないような状況と思うわけですが、その辺は村はどのように対応しているのですか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 困窮者の方に関して、またきめ細かくやっていきたいと思っております。

今の村県民税に関してですが、県民税と村民税と一括して納付しておりますが、毎月その負担割合に応じて県に納付しているところでございますが、当然集めた分の内の一定の割合の金額を納めておりますので、県は村で集めた内の一定割合を納めているだけですので、誰の分がないとかそういうことはわからない、そういうことであります。

よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 分かりました。昨年、滞納者から差し押さえを村独自でやったということですので、これから公平性を保つためにはそういうことは必ず必要だと思いますので、徴収業務に当たっている職員の皆さんは大変だと思いますが、続けてもらいたいと思います。

それと国保税ですが、外国人の滞納等も多いということですが、外国人も含め長期にわたって滞納している場合、急に保険証が必要になったとき、例えば一部だけ払ったら保険証が出るとか、そういうことでやっているのでしょうか。それとも保険証は全額払わないと出さないのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 外国人の方は未納の方が多いのですが、外国人の方で一部払って保険証を出してほしいという方は少ないのですが、国保税を納めていない方で病院へ行くので必要になって、部分的に納めるということで短期証を発行するということがございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 短期証を発行するにも一部を払えばできるみたいなことを、前例みたいなことをやってしまうと、ゆくゆくたぶんそういう可能性も出て来ることが多々あって、国保税、水道料金などは一般会計からの繰り入れもあるので、きちんと徴収はしていかないと一般会計からの繰り入れも大変になってくると思いますので、徴収をしっかりと頑張ってもらって、一番はこれから先に前年の滞納を作らない、収入未済額を増えない方法を考えてもらいたいと思います。

国保税と村税に関しては以上で、住宅使用料に関してですが、住宅使用料の未払いであったときにも、村として契約書に退去とかそういう文言はたぶん入っていなかったと思いますが、その辺は未払いしていても居続けることができるのか。その辺を確認したいです。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 当然のことながら、家賃ですので、未払いということになるとそのままは居続けることはできません。ですから当然退去していただくことが基本になってきます。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 住宅に関しても退去した後、次の人が入るときに修繕費が多額の金額がかかってくることになるので、未払いがないようにきちんと徴収してもらうようにお願いしたいと思います。

水道料金もそうですけれども、水道は公営会計なので、料金収入が経営の基盤だと思いますので、先ほど言いましたように一般会計から繰り入れが減るように、きちんと徴収できるように、徴収業務に当たる皆さん、またせっかく機構改革をしたので、縦割りではなく横との連携もしっかり取ってもらって、村全体で徴収業務がしっかりできるようにお願いして、一つ目の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 次に、村民体育館周辺の横断歩道整備についての答弁を求めます。
加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 村民体育館周辺の横断歩道整備についてのご質問にお答えします。

県道横断を含む村民体育館周辺の横断歩道整備については、千曲川左岸道路、大深山産業道路整備時から長野県公安委員会と協議を進めてきたところであります。

横断歩道を設置する際には、佐久警察署を經由し、県公安委員会と協議し、県公安委員会が道路管理者等の立ち会いのもと、現地確認を行い、要望箇所の状況、歩行者数、車両交通量、歩行者の待機場所確保などを総合的に判断し、最終的に県公安委員会において、横断歩道設置の可否について判断されます。村道であっても、村の判断で横断歩道を設置することは不可能であります。

お尋ねの村民体育館周辺についても同様に協議をした結果、歩行者数、車両交通量等から横断歩道の設置は不要であるとの結論が公安委員会から出され、設置することが出来ませんでした。

通行する車両への注意喚起のため、「園児飛び出し スピード落せ」の看板を設置しました。通行車両への注意喚起については、看板設置以外にも路面サイン等の方法もありますので、今後検討していきたいと考えております。

保育園児の散歩の際には、園児が安全に横断できるように、保育士等に安全確認を徹底していただきたいと考えております。

今後も状況を確認しながら対応し、県道部分の横断歩道についても県へ要望して

まいりたいと考えております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 横断歩道の設置は公安委員会の方にも再三要望をして、その中で設置の要件に合わないということですが、ともかく保育園の散歩コースに入っているの、これから春から夏にかけて散歩するので、利用する頻度が高くなっていく中で、先ほど答弁の中にあっただけども、道路上の標識、園児飛び出し注意と思いますが、それひとつしかたぶんないと思います。その中で野菜のトラック、これから村外からの人が頻繁に来る中で、その看板を設置した中で、急に園児が飛び出ししても分からない状況だと思います。

昨年たまたま交通事故が2～3件発生していると思いますが、そういう中で車の事故が橋の欄干に突っ込んだ事故だと思いますけれども、たまたま園児がいなかった状況であって、あれが横断する前とか後に突っ込んだことを考えると、安全面に関して村でできる路面標示、看板、優先誘導標など設置できるものがあると思いますので、その辺の安全対策を少し考えてもらって、あそこに保育園があると認識できる看板も設置してもらえればと思いますが、その辺はこれから村でやっていけるのか、お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 路面標示、LED、保育園ありの様々な表示がありますが、どの方法を使えば効果的に事故防止につながるのか、安全対策ができるのかを今後総務課、保育園も含めまして協議して対応していきたいと考えております。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） そういう看板も設置等検討してもらって、早急にやってもらいたいと思います。一番園児をみている保育園の先生方等車に大変注意を払うと思うし、精神的にも大変だと思うので、そういう方法ができるのであれば、できるだけ対応してもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で、中嶋治樹君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

通告番号3、9番議員大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 通告に基づき2点について質問します。はじめの1点目は2項目について質問します。

まず水不足の対応についてです。1項目目は下地区では生活に欠かせない水道水

が2晩にわたって節水が呼びかけられましたが、現在の受水槽の状況と、節水しなければならない原因について、また、新たな水源の設置が必要なのか伺います。

2項目目は、夏から秋にかけて大変雨が少ないせいか、千曲川を見ると、冬場の水量が極端に減っています。また豪雨などの影響で河床が下がっている所が見えます。冬場流れの緩やかな場所は全面結水することもあります。もし火災が発生した時には河川から水を取ることが大変困難ではないかと心配しています。

集落内に防火水槽が設置してありますが、山林や人家の火災に防火水槽で迅速にできるのか伺います。

2点目の質問です。農業問題について質問します。

1項目目は、野菜生産の将来に向けどのようなビジョンを持っているのか、村長に伺います。

厳しい経営状況にあり、生産者は将来への不安を抱えています。このことは村内の他の事業所の売り上げにも影響を与えていると聞いています。

昨年の3月議会で農業経営者の声として、基盤整備や機械化の支援などを質問しましたが、令和8年度予算でいくらかこれらの上乗せがありました。でもこれだけでは不安の解消にはならないのではないのでしょうか。村だけの努力だけでは限界があると思われませんが、将来へのビジョンをどのように持っているのか伺います。

2項目目は、温暖化に対応をした新たな野菜の生産を考えているのか、産業課長に伺います。

気候変動による温暖化、ゲリラ豪雨に対応した新しい野菜や果樹を生産者が挑戦できる仕組みを考えているのか、伺います。

以上、2点4項目の質問します。よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 9番大西議員の水不足の状況についてのご質問にお答えします。

今年2月に東日本の太平洋側と西日本で「30年に1度」と言われるほど雨の少ない天気が続き、各地で「水不足」が深刻化し、なかには給水制限を行う自治体も出ていると報じられておりました。

本村においても水不足の影響は大きく、12月に村内全地区を対象に節水のお願いをしたところであります。具体的に申し上げますと、湧水を水源とする大深山と梓山水源において、取水量が低下し、必要な水量を確保することが困難になっております。

梓山水源の水は、梓山地区と秋山の一部地区に給水をしておりますが、梓山地区へ、現在川端下水源の水を供給する対応をとっております。

大深山水源につきましては、大深山、原、御所平、樋沢地区に給水をしておりますが、下地区唯一の水源となるため、他の水源からの供給が出来ない状況であります。

対応策を検討する中で、大深山ポンプ室から数百メートル離れた場所に湧水があり、水質検査を行ったところ、飲料水として使用出来る良質な水であるとの結果を得ましたので、大深山ポンプ室までの仮設配管の応急工事を行い、大深山ポンプ室で滅菌後、配水池へ送水する対応をとっております。

今後につきましては、代替水源がない下地区は、新たな水源の開発を計画しております。新水源を確保し、運用するために水源・水量調査、用地調整、認可手続き、施設整備等を行う必要があります。これらに数年間の期間が必要となります。来年度から水源・水量調査を行い、新水源候補地の調査をして行く予定であります。

梓山水源については、水源を改良するのか、新たな水源を開発するのか、また、川端下浄水場を改良するのかなどを、様々な観点から検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、数年間の期間を要してしまう状況であります。

大深山、梓山水源の水量不足は、冬期間のみになっておりますので、しばらくの間の冬期間における運用は今年度と同様の対応をしていきたいと考えております。

また、作る水のことだけではなく、逃げる水の影響もありますので、漏水調査も実施して行きたいと考えております。

村民の皆さんにおかれましては、通常時においても、引き続き節水へのご協力をお願いしたいと考えております。

私からは以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 水不足に対しての、消防の関係のお答えをします。

この冬の河川の状況については、渇水といってもいいような状況でした。水が流れている場所は良いのですが、水の流れが見えずに、川の表面に氷のみが見えている状況の場所もございました。

村内には現在、防火水槽が 96 基設置されております。消火栓は 284 基となっております。火災の際には、先ず、消火栓を使用することと思っております。

この消火栓を使用しながら、防火水槽を使用することとなります。防火水槽については、消防ポンプ等によってくみ上げて使用します。

防火水槽の、それぞれの場所は地元の林野保護組合から選定していただいております。この防火水槽ですが、消火の役割は消火栓と共に重要なものです。地域によっては、防火水槽と防火水槽がすぐ近くにある場所もございますが、比較的等間隔で防火水槽が設置されておりますので、近隣の防火水槽を使用するとともに、消防ポンプによって、各地区の消防用の用水路、河川等からの消火が頼りとなります。

また、水槽を積んでおります消防車両もございますので、活用を考えております。

このような様々な、利用できる水を組み合わせて、消火活動を行っていきたいと思います。

冬の渇水期は、空気が乾燥し、暖房器具等の使用により火を扱うことが増加しますので、火災の発生しやすい季節となります。

今年も全国各地で家屋火災や山林火災が発生し、なかなか消し止められないという報道もありました。

利用できる水を、どこまで準備し使用できるようにしておくかは、地域の状況にもよります。

報道等を観ますと、広範囲になってしまった山林火災では、ヘリコプターによる空中からの放水が有効な手段になっております。広範囲にならないように火を消し止めることが、肝要かと思えます。

今後も必要な、いわゆる消防力の強化や水利の確保のため、設備の強化を図ってまいりたいと考えております。どうか、火災を発生させないような努力を日々重ねていただき、予防消防をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。9番議員大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 新たな水源の設置について、梓山の方はそのまま今の現状ということですがけれども、冬場になると、やはり水が氷ったり、これでは梓山の人たちは冬には不自由に感じると思うのですけれども、その辺について質問させていただきます。

受水槽について、下の方は水源を確保していく、数年かかるということですので、このことについてはやはり検査をしながら進めていくということですので、なるべく早めに確保をお願いしたいと思います。

大深山の方も新しく水源を見つけて進めていくということですので、あと梓山、御所平、原の方の水源の確保についてはこれから努力してもらいたいと思います。梓山についてお答えをお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 先ほど答弁の中で申しましたが、梓山地区につきましては一部川端下水源からの水を廻して対応しております。ですので、生活するうえで梓山の皆さんにご不便をおかけしている状況はないかと考えております。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 分かりました。先ほど申しましたが、下地区の水が不足しないようにお願いしたいと思います。この冬も水不足が全国的にあるとおっしゃっていましたが、皆さんまた夏になったら、また水不足になるのではないかと心配しています。この冬も雪がとても少なく、どうなるのだろう、これから先はこのような状況が続くのではないかと皆さん心配しています。ぜひその辺は解消の方をよろしくお願いします。

2年前も断水がありましたが、その時は配管に3箇所の漏水が見つかり、2晩断水したことがありました。その時にどうしたのかということでお伺いしたときに、配水管の耐用年数が迫っている、計画的に設置替えが必要ということでしたが、これはどのように進めているのか、伺います。

○議長（由井秀樹君） 加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 全国的な水道事業者の中で、水道管の老朽化というのは大きな問題になっていることは存じております。本村にとってどのように計画をして、どのように進めていくかは決まっていますが、漏水も多いことですので、今後古い水道管の敷設替えも検討していきたいと考えております。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 水は、私たちは19号台風の時に断水して不自由な思いをしたことで、水の大切さを身をもって体験しています。水を管理してくださっていることに御礼を申し上げますが、この敷設替えに大変お金がかかると思います。なるべく補助金を活用して負担のないかたちで進めていっていただきたいとお願いして、この質問はおわりにします。

○議長（由井秀樹君） 次に、川上村の野菜生産のこれからについて、答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 私からは、9番議員大西たま子さんの質問にお答えいたします。川上村の将来に向けた野菜生産のビジョンについてご質問にお答えします。

村の農業は、高冷地という厳しい自然条件の中で、先人たちのたゆまぬ努力と創意工夫により発展してきました。とりわけレタスは全国有数の産地として確立され

ております。本村の経済、雇用、また地域社会に重要な役割を持ち、基幹産業として発展してきたところでございます。

しかし現在、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。農業者の高齢化や担い手不足、人口減少、資材価格の高騰、さらには気候変動による影響などで、農業経営はこれまで以上に厳しい状況になることが予想されます。

このような中で、本村が将来にわたり農業を基幹産業として維持し、持続的に発展させていくには、これまで築いてきた強みを活かしながら、新しい時代に対応した農業を、農協や農家の皆さん、関係機関と一丸となって取り組まなければならないわけでございます。

川上村総合計画にもお示しのとおりでございます。将来的に本村が目指す農業の姿は、生産基盤を強化するとともに、多様な農業生産や販売に挑戦し、安定した農業経営ができる持続可能な農業づくりであります。実現するために、基盤整備の強化、農業の多様化と販売戦略を安定した農業経営などの取組が必要だと確信しております。

農業は単なる産業でなく、地域社会を支える基盤と考えています。農業の活力を維持することが、雇用や人口維持、地域経済の発展につながるものと痛感しているところでございます。

やはり持続可能な産地を維持していくには、私はなんととっても農業後継者、担い手がいなければ、川上村の農業は存亡につながるのではないかと感じております。どんなに設備が整っていても、またどんなに大きなトラクターがあってもそれを操る人がいなければ、なにもできないわけでございます。これからは後継者の育成に力を注ぎたいと考えておるところでございます。

ちなみに佐久圏内の新規就農者、令和7年度ですが、11人でございます。佐久市で6人、佐久穂町で1人、南牧村で1人、川上村で4人というわけでございます。川上村は毎年このような数字を維持しているわけでございます。先ほど申しましたが、やはり次には農業の基盤整備ということでございます。ゲリラ豪雨が来れば、畑が流され、野菜が流される、そんな状況の中ではなかなか農業も効率が上がらないということでございます。今回は御所平が県営畑総に申し込みをしてありますから、もうすぐ認可が下りるのではないかと感じております。やはり魅力のある産地でなければ、後継者も落ち着いてくれない、ということはあると思いますから、やはり基盤整備のほうもしっかりとやっていかなければいけないわけでございます。

川上村の産業もいよいよスタートするところでございます。その矢先にいま中東

情勢が悪化をいたしまして、ホルムズ海峡を封鎖する、燃料が入らないというような状態に追い込まれているわけであります。非常に残念なことで、これでガソリン、農業資材等々の高騰、いつまで続くか分かりませんが、非常事態といってもいいくらいかと思えます。今後も JA や農業者の皆さん、関係機関のご協力のもと、川上村の農業が持続可能な産業として将来に引き継がなければならぬと考えております。皆様方のお力添えをいただきまして、本当に強い産地作りを目指して頑張るつもりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） 私からは2番目の質問、温暖化に対応した新たな野菜の生産を考えているかというご質問でございます。

温暖化についてですが、近年、ご存知のとおり川上村でも夏場になりますと、最高気温が30度を超えることは珍しくありません。村の気象観測も数字を見ましても、10年前の平均気温から年々気温が上昇しており、その状況は全国的なものになっているところがございます。野菜生産において全般にですが、気温が暑すぎることは良くないことと言われております。さらに標高の低い他の品目の産地では、高温障害により、栽培ができないというケースも発生していると聞いております。本村でも一部ですがレタスや白菜の高温による生育障害が見受けられ、施設園芸のイチゴについては花が咲かない、害虫がさらに発生するなどの課題がでていとお聞きしています。

このような、課題に対応するため、本村でも温暖化に対応した新たな品目に、今までも話し合いをしてきましたけれども、多品目化に向けた取組みをしていかなければと思っています。

具体的には、佐久農業農村支援センター小海支所と協力して、複数の農家の協力を得て長ネギの栽培に取り組んでいます。

ネギ栽培は冷涼な気温を好みますので、今の川上村の気候は優位性があるということで引き続き検証しておるところでございます。

また今年度は、施設園芸について、川上村農技連で熊本県のピーマン農家の視察をさせて頂きました。施設栽培の技術や経営のあり方について学び、当村での導入の可能性についての研究を今後進めていくところです。

次に果樹であります。ある農家でブドウを施設栽培しております。実るまでに数年かかりますし、品質や販路・事業規模の拡大に、かなりの経費がかかることが課題であります。ブドウだけでなく、他の果樹についても、川上村の気候的に林檎

やプルーンは適しているのではないかと考えられるため、試験的に植えることなども検討しているところであります。

また今後も村においても、試験圃場を設置することも考えていかなければいけないと思っておりますが、農業者や農協、関係機関と連携しながら、気候変動に対応した作物の導入や農業の多様化を進め、持続可能で安定した農業経営ができるよう考えていきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 村長の答弁について質問いたします。

村長の答弁は大変元気よく、頑張り、頑張りと言っているような気がして励まされるような部分もありますが、私としては、やはり今まで頑張ってきているが、なかなか良くなれないというのが実態ではないかというふうに感じております。

そんな中でも少しずつ基盤整備を進めるとか、後継者を育てるとか、そういうところも見られますけれども、基本的には川上村で頑張っているだけではきついところもあると思います。今の農業経営の厳しさは国の農業政策にもあると思います。食料は外国産の輸入に頼っているより、自給率が38%まで落ち込んでいます。

しかし、政府は自給率の政策を目標から取り下げてしまいました。その上、農家へ自己努力を任せている状況です。市場に任せて価格を転嫁できない状況におくなど、構造的な大きな問題があると思います。

今のままでは村の苦境を変えることは難しいと思います。同じ状況にある農協とか、生産者、そういう方たちと協力して国や県の働きかけも大事ではないでしょうか。

先ほど村長は関係機関とより良い方向に取り組んで進んでいくようおっしゃっていましたが、まさに関係機関とも共同で国や県に働きかけていくということがひとつの大きなキーポイントとないかと考えています。

村長には今元気よく発言した勢いを、県や国へも届けていただけたらと思います。

これから新しいステージに向かって、今のようなリーダーシップを取っていただきたいと思いますが、この県や国への要請行動についてどう考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 国や県へ行くということは毎年恒例のようなことでございます。

行かなければいけないと、ただ陳情書を持っていく方法ばかりでなくて、やっぱり

県の皆さんと膝を交えて話をし、本当に県の皆さんも我々も親身になって話をしなければ、ただ恰好だけの陳情ではなんの価値もないと思っていますから、そんな方向に向かってやっていきたいと思っています。

今の、やはり大西さんのいうとおり、川上村の産地、価格、そこに段々魅力がなくなってきたというのが、第一の原因ではないかと思っています。やはり川上村はある程度しっかり収入があって、農家がにこにこできるような村であったわけですが、最近それがなくなってしまったというのが現状ではないかと思っています。我々は食の供給者であります。だから自信をもって、私は国へ行っている文句いうことができると思っています。

7・8・9月の3カ月はほとんど南佐久の野菜でいっぱいになるわけですが、これがストップしてしまったら野菜が廻らないような状態になってしまいます。この温暖化も影響しまして、人口率もだんだん野菜が厳しくなってきました。やっぱり高冷地という地の利を活かして、そしてまた自信をもってやっていきたいとそんなふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子君） 村長のいうとおり、かたちだけでは、陳情だけではなく関係者、やはり大勢で川上村の実態を見てもらったり、あるいは話を聞いたりして、行動も大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

今の国の制度では米問題も去年ありました。農家の人は時給 63 円というような大変びっくりするような生産の中で働いています。生産者のなりわいが成り立つように村としては、村長がおっしゃったように、皆がにこにこしていた時があったと。今は元気がなくなっていると思いますが、そういうふうになりわいが成り立つような力を注いでいただきたいと思います。

これで村長への質問を終わりにし、次に産業課長に再質問を行います。

若い農業従事者の女性の方が言っていました。異常気象の野菜づくりの難しさを感じつつ、高冷地にはチャンスがある、皆で知恵を出し合い、勝負していく力が村にはあるのではないかと前向きに捕らえていると話をしていました。村はこのように前向きに挑戦して行こうとしている人の背中を押し、ともに新たな生産を作り出していくための助言と金銭的支援が必要と考えますが、どのように考えているのか、お尋ねします。

先ほど、村としても熊本の方のピーマン、話を聞きに行っているとか、あるいはネギのことについても高冷地には合っているというふうに村としても試行錯誤し

ているんだなというふうに感じました。ぜひそのように前向きになってやっている人の支援についてどのように考えているのか、質問いたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） 議員のおっしゃるとおりそういった意欲のある方がおられると、私の耳に届いております。果樹におきましては、全国的に栽培できる標高が年々上に上がってきているという報道もありますし、実際に栽培をしている農家も標高の高いところが増えているという話も聞こえてきているところであります。そういった新規のものを作る時に、数年軌道に乗るまでは勿論収益的にかなりのリスクがあるわけでありまして、そういったところで村が援助できるか、そういった農家と村が支援ができるかというところも考えながら進めていかなければならないと思っておりますのでございます。

いずれにしても、今の状況が危機的なものであるという考え方、もうひとつはそういったもののチャンスであるという考え方がございますので、農協、関係機関と連携を密にしながらそういった農業者の支援等も積極的に行って、回答の中にはありませんけれども、農業者の支援ということの中で、今まで議員の皆さんにもご指摘を言われましたけれども、例えば廃プラの価格高騰が今後続いた時の農家への支援等いろいろなものを、今中東情勢がありますので、価格変動等を常に注視しながら、今年度は特に支援を考えていかなければならないと思っておりますので、議員の皆様にもご相談しますけれども、そういったことを頭に入れながら先に進めていきたいと思っておりますのでございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。簡潔にお願いいたします。

○9番（大西たま子君） 村の基幹産業である野菜づくりがこのように大変な状況の中ですけれども、これをチャンスと捉えて頑張っていこう、あるいは挑戦していこうという姿勢の方も大勢いるかと思えます。村としてもやっといこうという人の背中をおして支援していただくことを要望して私の質問は終わりにします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番議員大西たま子さんの一般質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩します。

（休 憩）

（11：35）

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで8番議員林 克比古君から急用により欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

一般質問を続けます。

通告番号4 4番議員 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 4番議員 渡邊亜子でございます。通告に従いまして、こども誰でも通園制度の実施体制について、保育所長に2点質問いたします

まず初めに、日頃より子供たちの安全と健やかな成長のために、最前線でご尽力されている保育士の皆様をはじめ関係職員の皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、こども誰でも通園制度は国が今年度から本格実施を進めている新たな制度であり、これは保育園等に通っていない生後6ヵ月から3歳未満のお子さんが保護者の就労状況に関わらず、月に10時間予約制で通園できる仕組みです。

子どもの発達を支えるとともに、孤立しがちな子育て家庭を支援する大変意義のある制度だと理解しております。

しかしながら本村の保育園の現状を見ますと、職員配置はほぼ国の基準どおりであり、決して余裕がある状況ではないと認識しております。そこで現場の安全と制度の実効性を確保する観点からお伺いします。

1点目、川上村では本制度を余裕活用型として実施されるとのことですが、現在の園児数や職員配置を前提とした場合、予約制とは言え利用希望者が重なった際に現場の安全を守りつつ、確実に先生を確保できる体制は整っているのでしょうか。利用希望があっても現場の状況により受け入れが困難となるケースがあるのか。その際の受け入れ可否の判断基準をお示してください。

2点目、制度を円滑かつ持続的に実施するためには現場のバックアップが不可欠です。職員の急な欠勤や特定の日にご利用が集中した場合への備えそして何より今後の保育士確保に向けた村独自の具体策について、保育所長の見解をお伺いいたします。

続いて村づくり推進課長に質問いたします。まず通告書に記載してあります金額に間違いがありましたので746万円を671万円に修正お願いします。調査不足で済みませんでした。

本年度地域おこし協力隊事業として671万円が予算案に計上されております。本事業は国の制度を活用するものであると承知しておりますが、村として実施する以上、その内容や目的財源について、村民に分かりやすく示すことが重要であると考えます。

広報では交流人口の創出、地域資源の活用、ふるさと納税の活性化と示されてお

りますが、やや抽象的であり、具体的な取り組みや到達目標が見えにくいと感じております。そこで2点お伺いします。

まず1点目は、本年度予算 671 万円の財源内訳についてお伺いいたします。国の財源措置額はいくらであるのか。また村の実質的な負担額はいくらとなるのかお示してください。

2点目は本年度実施予定の具体的な事業内容についてお伺いいたします。どのような事業を実施し、どのような成果を目標としているのか具体的にお示してください。お願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君） それでは私の方からは、4番渡辺議員のこども誰でも通園制度の実施体制についての質問にお答えをいたします。

はじめに、受け入れ可能人数及び安全基準についてでございます。令和8年4月からの1日の受け入れ可能人数は3人とさせていただいております。

当初予算の説明時にも申し上げましたが、令和8年度は、未満児の入所希望が非常に多く、そちらに多くの職員を取られてしまいます。川上保育園では、議員おっしゃったとおり、施設余裕型としてこの事業を実施して行くため、このような状況下ではこの事業に多くの職員を配置することができないからです。

職員配置につきましては、担任を持たない正規職員の保育士1名、主任保育士を想定しております。その他に会計年度任用職員1名を配置する予定でございます。

今回受け入れ人数を3人とした理由でございますが、資格のある保育士が1人しか確保できないということから、国の定める保育士の配置基準を最低最小の基準である子供3人に対して1人という基準を準拠し、3人とさせていただいたところでございます。

次に、安全基準についてでございますが、12月に制定しました条例で定める基準に沿って実施をしていきます。ただこの基準ですが、保育園の設置運営に関する法律と同様でございますので、今までの保育園の運営と大きく変わることはありません。今まで同様に交通安全教室や避難訓練等を実施して行きます。

ただ1点大きく変わる点ですが、これは先ほども議員申されたとおり、受け入れる子どもの年齢が6ヵ月以上ということで明記されているところでございます。

保育士に聞いたところ、今まで6ヵ月の子どもというのはあまり預かったことがないということでしたので、この点に関しましては、事前の面接のときに詳細な子どもの状態等をよく聞きとるようにして、万全の態勢で受け入れをして行きたいと

思っております。

受け入れの可否についてもちょっとお話があったのですが、現状この制度がどういった影響が出てくるかということのをわれわれ現場の方としましても全く把握ができてないようなところがありますので、すみません今ここでハッキリとそのラインという部分がちょっとお示しできないということのを、ご了解いただければと思っております。

次に、持続可能な保育体制の整備についてでございます。前段で申し上げたとおり令和8年度は、受け入れる子どもの数が非常に多くて、職員の数がギリギリな状態である事には間違いございません。現在、職員が休む場合は、担任を持たない主任保育士が、その職員の代わりとなって、そのクラスに入り、保育を行うことで園の運営を行っております。

ただし令和8年主任保育士が、この一時預かり事業ですとか、だれでも通園制度にどれだけ持っていかれるかが全く分かりませんが、仮に多くの時間をそれに費やしてしまいますと、職員が休暇を取ることがなかなかできなくなるというのは確かでございます。

ご質問にあるバックアップ体制の対策としまして、今考えておるのは、退職した方々への協力のお願いや、村内外を問わず資格を持っている方も有償ボランティアとしてお願いしまして対応していければと考えております。

保育士確保に向けた取り組みといたしましては、現在、保育士資格取得に向けて勉強中の会計年度職員が数名おります。そういった方へ現役の保育士がアドバイスを送るといったような支援ができればいいなと考えております。

またここ2年ほど行なっておるところでございますが、ハローワークや佐久市、上田市の大学、短期大学の方に求人票の掲載をお願いしているところがございます。そういったところを引き続きやっていきたいと思っております。

さらには中学校や小海高校の生徒さんが、職場体験の場として川上保育園を選んでおります。そういった生徒に対しまして、保育士の良さですとか子どもとの触れ合いの楽しさといったものを伝えていながら、将来、教育者というものを生徒たちの選択肢の一つに入れてもらえればいいなという接し方をしていきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 答弁により1日3人可能、職員配置もしっかり準備されているということで安心しました。

そして新しい制度の導入にあたり、現場には緊張感があり、まずはやってみなければ分からないという慎重にならざるを得ないお気持ちも十分に分かります。その現場の大変さを私は身をもって知っております。

実は昨年 JA 女性部の仲間とボランティアに入らせて頂きました。子育て経験のあるベテランの主婦であっても保育の現場では思うようにお手伝いができず、素人の限界というものを痛感いたしました。

今回の新しい条例でいくら立派な基準やルールを作っても、現場に心の余裕がなければ子どもたちの安全は守れません。事故が起きてから誰の責任かを問うのではなく、事故を未然に防ぐために、村が先回りして現場を助ける、それこそが村の責任ではないでしょうか。

そこで2点提案いたします。1点目は人手の確保についてです。先ほど大学やハローワークに求人を出すと伺いました。また資格を持ちながら現場を離れている潜在保育士の方にもお声がけをすると伺いました。そして研修を受ければ助手として働ける子育て支援員という制度もございます。こうした専門知識や経験を持つ方々にあらかじめ登録していただき、必要な時に力を貸してもらえる川上村独自のサポート体制を整え、地域みんなで現場を支える仕組みをつくれませんか。

2点目は新しい技術の活用です。今月4日の信濃毎日新聞でも、小布施町などが生成 AI を活用し、事務作業を劇的に減らしている事例が紹介されておりました。子ども家庭庁の資料を見ましても、こうした ICT や AI による保育士の事務負担軽減そして潜在保育士の復職支援には、国が予算をつけて強力に後押ししています。

こうした国の補助金が便利な技術を積極的に取り入れ、先生たちが本来の業務である子どもを見守ることに専念できる環境を作れないものでしょうか。現場の悲鳴を放置せず、今こそ具体的な仕組みを整えるべきだと考えます。子どもたちと先生を一番近くで見守る保育所長として、どのようなお考えをお持ちでしょうかお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君） はい大変ありがたいお言葉というかいろいろ調べていただきありがとうございます。先ほどお話のあった地域保育士、こちらの方はわれわれの方もそういう制度があるということは十分承知しておりますし、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、村内外に資格を持っている方がいて、保育所に勤めてないという方がいることも承知しております。そういったところですね復職、復職とい

うか本当にお手伝いでいいのでという形でのお声がけの方をこれからも続けていき、少しでも保育士の数を確保して、子育ての方に役立てていければなど思っております。

次にもう1点のICT、AI等の活用したという部分でございます。こちら議員のおっしゃるとおりで、日々のノートの記入ですとか、保育にかかわらない事務的な仕事というのは、保育士がやっていて、ちょっと重荷になっているというのは確かに私も感じているところでございます。そういったところを今の技術を活用して、少しでも事務の軽減になるのであれば、そういったものを積極的に導入して行くということは、今後、考えていかなければならないことだと思っておりますので、また検討の方をさせて頂ければなど思っております。以上でございます。

○議長（由井秀樹君） 渡辺亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） ただいまの答弁を伺いたしてたいへん前向きな検討をいただけるとのことで、心強く感じます。ありがとうございます。現場の先生たちが待ち望んでいるバックアップですので、是非スピード感を持って進めていただきたいと思っております。

最後に村のリーダーとしてまた本予算の執行権を持つ村長に強く要望いたします。村長は本定例会の開会にあたっての挨拶の中で、安心して子どもを産み育てられる村という素晴らしい目標を掲げられました。その目標を本当の意味で形にするためには、ただ新しい制度を導入するだけでなく、現場で汗を流す先生たちの声を真摯に受け止め、この村の保育園で働けてよかったと、心に余裕を持って笑顔で働ける環境を整えることこそが、何より重要ではないでしょうか。

本日提案いたしました仕組みを十分に検討していただき、川上村の保育園が保育士さんに選ばれる場所となるよう、村として手厚いバックアップを強く要望します。先生方の笑顔が子どもたちや保護者の安心につながり、ひいては地域全体で子どもを育てていくという村の未来につながると確信しております。以上で私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 続いて地域おこし協力隊事業の実施内容及び財源についての答弁を求めます。 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（原 岳司君） 4番議員の地域おこし協力隊事業についてのご質問にお答えいたします。

初めに事業予算とその財源でございますが、3月現在の時点で671万7,000円となりますが、その詳細ですが、12月から着任いたしまして、隊員の報酬金といたし

まして月 26 万 6,000 円かける 4 ヶ月で 106 万 4,000 円、活動経費といたしまして、8 万円の 4 ヶ月分で 32 万円、協力隊の派遣会社へ支払う募集活動経費といたしまして 330 万円、隊員の日々活動サポートに対する経費といたしまして 200 万円となります。これらの金額を派遣会社の方へ一括で支払いまして、会社の方から隊員に支払われる形になっております。これはすべて特別交付税という形で、国から補助で賄われますので、村の負担はほぼゼロとなっております。

続きまして、具体的な事業内容と目標ですが、隊員は役場には常駐せず、SNS を活用した「デジタルコミュニティ」というもので立ち上げまして、オンライン上で川上村村民だけでなく、川上村に興味を持ってくれた様々なことに関心、関わる方いわゆる「関係人口」と呼ばれる方などが参加し、そこでいろいろな方向から意見を出していただき、少子高齢化対策など地域の課題解決やふるさと納税の活性化を図ることを目的としてやっております。

この「関係人口」というものですが、総務省の定義では居住している定住人口でもなく、観光で訪れる交流人口でもない地域と継続的に多様な関わりを持つ人々を指すとなっております。観光以上移住未満というような人に例えられるのではないのでしょうか。

また隊員である土屋千穂さんは、首都圏において第一次産業の若者と一緒に農産物やその地域の魅力を発信するイベントや広報に携わっており、彼女の強みを生かした関係人口の創出も図っております。

今月 4 日から 6 日にかけて、LINE のオープンチャットと言われるもので「デジタルコミュニティ」を通じまして、20 代から 30 代の 5 名の若者が村に訪れまして、川上のことを学んだり体験したりして、「関係人口」を築きつつあります。

また来月にも村内でイベントを計画しておりまして、村の団体、村民の方との交流を深める事業を実施してまいります。

来年度においても、村内外でイベントを行なっていく計画をしております。その活動の様子は広報や村のホームページなどで取り上げていきたいと考えております。

このような活動を通じまして、少子高齢化対策や移住定住先ほど 9 番議員のご質問にあったような新たな産業の開発などに、さまざまな課題解決に幅広く発展して行くことに期待しております。オープンチャットのチラシがこのようにございますので、また渡辺議員もご参加いただければと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） ご答弁により本事業の671万円の財源やSNS発信などの目的の輪郭が明確になりました。SNSの発信とかはやはり若い人中心なので、一応地域おこし協力隊として村に何かもたらしてくれるとしたら、世代間の交流とかそれぞれ小さい子どもからお年寄りまでが参加できるような、何か誰も取り残されない感じのそういう政策を進めてほしいと思います。

そしてこれに関連して、私が現場で感じたことを1点お話しさせていただきます。先日、地域おこし協力隊の土屋さんが若い起業家の方を3人連れて視察にお越しください、直接お話する機会がありました。そこで語られた彼らの夢や情熱に触れ、この事業が村の新しい希望につながる可能性を私自身も肌で感じる事ができました。

一方で協力隊員の土屋さんが多くの仕事を持っているため、年間を通してどれほど村にいて地域に根を張ってくれるのかと活動が見えにくいことを不安に思う声もございます。

今回の予算は村から「株式会社あるやうむ」へ一括して支払える形となっておりますが、国の貴重な財源を活用し、せっかく迎え入れた人材が、その力を十分に発揮できるよう業者任せにせず、村も主体的に知恵を出し、現場に寄り添いながらしっかりと支えていくことを強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員 渡邊亜子さんの一般質問を終わります。

ここで13時15分まで休憩します。

(11:59)

(休憩)

(13:15)

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告番号5 2番議員 川上真人君。

○2番（川上真人君） 通告に従い質問いたします。お昼休み後ですが、よろしくお願ひします。

本村の空き家の現状とその対策の施策についてですが、2年前の12月の定例会で、当時は企画課が担当だったと思いますが、企画課長の答弁で空き家の現状が平成29年度に約110戸超の空き家があったとのことでした。その後民間の空き家活用株式会社へ委託し、空き家の実態調査を行なったと思いますが、現状はどうなっているのか質問します。

次に新しく新設した「川上村空き家なんでも相談窓口」には実際にはどのくらい

どのような相談が寄せられているのか。

また空き家解体時に補助金として、解体には上限 50 万円が支払われていると思いますが、これまでどのぐらいの申請があったのかお聞きします。

次に国民健康保険川上村診療所について、診療所事務長にお聞きします。全国的に医師、看護師の不足、それに伴う経営状況の悪化など様々な要因により、医療機関の崩壊が問題となっています。病院も合併しなければやっていけないような状況の中、川上村診療所においても4月から診療体制が縮小されると聞いていますが、川上村診療所の現状と今後の展望をお答え願います。以上2つお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（原 岳司君） 2 番議員の空き家の現状とその対策についてのご質問にお答えします。

はじめに空き家調査の現在の状況ですが、空き家調査は令和7年6月から9月にかけて、東京にあります「空き家活用株式会社」に委託したところ129件の空き家の報告がありました。道路から離れて目視での調査であり、その後職員が精査したところ、実際には使用していても空き家と扱ったものも含まれているなど、今のところ110件程度が空き家になっているのではないかと見込んでおります。

今月に空き家の所有者に、今後の意向調査を行なっていますので、調査後にはより正確な件数を把握し、データベース化して行きたいと思っております。

続いて「川上村空き家何でも相談窓口」についてですが、こちらも令和7年6月から「空き家活用株式会社」に委託しております。現在までで3件の利用となっております。3件と少なかったのですが、その要因といたしましては、「空き家相談窓口」を設置の周知は村のホームページと村内向けのチラシのみで行なっており、それらは村内の空き家所有者向けであり、村民の方は直接役場に相談に来る傾向にあります。

また3件の相談内容ですが、売却したい、解体したい、今後どうしたらいいかというようなもので、業者を紹介するなどの対応を行なっております。

村外の空き家所有者には、先ほどもお話ししました今月実施した意向調査にチラシを同封したり、また5月の固定資産税の課税通知にもチラシを同封しまして、より周知を図ってまいりますので、相談件数は今後増えてくるのではないかと見込んでおります。

その他役場に来庁されるか、電話で空き家の解体や売却、賃貸、移住等の問い合わせが毎月数件程度ございます。意向調査を踏まえ、今後空き家バンク等整備し、

空き家の解体と移住定住を推進してまいりたいと考えております。

また先ほどの4番議員のご質問の地域おこし協力隊の方からも、空き家を利用して「ワーキングスペース」とか都市部との交流を図りたい旨の相談を受けておりますので、そんな活用も検討して行きたいと考えております。

「川上村空き家相談何でも窓口」は、主に村外の所有者の方が利用することを想定されていますので、件数が伸びてくるのはここ1、2年かと推測されますため、ある程度落ち着きましたら、業者委託から自前に切り替え、職員が対応することを検討してまいります。

次に空き家解体補助金についてですが、制度からご説明しますと、3年以上空き家となっている家屋を解体した場合50万円を補助するというもので、今年度から予算化しております。今年度の申請は1件ございました。その他に相談が3件ございましたが、そのうちの1件が補正予算でもお願いしておりますが、今月中の申請見込みとなっております。

この空き家解体補助金制度のチラシも5月の固定資産税の課税通知にチラシを同封しまして、より周知を図ってまいります。以上で答弁終了です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 川上真人君。

○2番（川上真人君） 今答弁にもありました空き家の活用、解体等村民の協力を得ながら1戸でも空き家が減るようにしていただきたいと思います。お願いします。

また地域協力隊の方とタッグを組み、解体だけでなく、いい活用ができて行ければと思っております。

空き家は個人の持ち物でもありますし、解体にお金がかかる、持ち主がはっきりしない等いろいろな問題があるかと思いますが、いろいろな問題を乗り越えて、村民と共にいい方向に行けるようにしていただきたいと思います。以上で空き家に対する質問は終了です。

○議長（由井秀樹君） 続けて国民健康保険川上村診療所について答弁を求めます。

中嶋診療所事務長。

○診療所事務長（中嶋 豊君） それでは2番議員さんのご質問にあります診療所の現状と今後の展望についてお答えいたします。とりとめのない説明になるかもしれませんが、ご理解のほどお願いいたします。

はじめに、全国的な医療機関の現状について簡単に触れたいと思います。新型コロナウイルスの感染拡大によって、医療提供体制の拡充や感染防止対策を進めた病院に対して支給されたコロナ補助金は、病院の収支を一時的には好転させまし

たが、コロナ終息後、補助金が終了したことで、その後の物価高騰、光熱費の上昇、人件費の増加などを診療収入では賄え切れていない状況となったことが、病院経営を圧迫する要因となっています。

人手不足も深刻で、特に地方の病院などでは、人材を確保するための費用も経営の重石になっています。

現在、病院の7割が赤字と言われています。国では2026年度診療報酬3.88%引き上げるほか、病院の経営支援の拡充措置を講じるの方針を示していますが、今後さらなる人口減少が見込まれる中で、官民間問わず病院の機能維持は容易ではないと思われれます。

それでは、川上村診療所の現状と今後の展望についてお答えをいたします。

川上村診療所は昭和63年に診療を開始して、今年で38年目を迎えます。この間、住民の命を守る最前線で地域を支えてきました。

診療所の現状ですが、令和6年度の診療所の決算では、受診者数8,573名、収入は8,350万円と、ここ数年減少傾向にあります。

元年当時は受診者数が1万人、診療収入も1億円を超えていたことを考えると、1割から2割程度減少していることとなります。

収入不足を補うための一般会計からの繰入金は、令和6年度決算で450万円、令和7年度は予算ベースで1,600万円と増加傾向です。医師や看護師など医療従事者ですが、医師については佐久総合病院から派遣を受けていますが、病院自体医師不足ということで、この4月からは月曜日の午前中が10月からは金曜日の午前中も医師1名による診療となります。

現在、週15枠の診療ですが、令和8年度は4月から9月までが14、10月から来年の3月までが13という診療枠数になります。

看護師については、村の職員、佐久総合病院からの派遣、村で雇用している会計任用職員、パート職員の数名で診療所と訪問看護ステーションの業務を回しています。

今後の展望ということですが、小さな村の診療所ですので、差し当たり展望といってもなかなか難しいのですが、村ではヘルシーパークを拠点に、医療、福祉、介護のサービスを包括的に提供し、診療所はその一翼を担ってきました。

本格的な人口減少局面を迎えている今、時代とともに核家族化や高齢世帯、家族の形や家族関係の考え方にも変化が伺え、介護保険の認定をされている方の中には、施設を希望する傾向が見られます。

診療所の機能は今後とも維持していかなければならない重要なサービスの一つです。命を支える医療です。ここに住んでいて良かったと思ってもらえるような満足度の高い診療を提供して行くため、ヘルシーパーク、診療所内での議論はもちろんのこと、直面する様々な課題に関係機関や団体等連携をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 川上真人君。

○2番（川上真人君） 診療所事務長の答弁にもございましたが、やはり川上村は総合病院専門医院等から遠方にあり、診療所の役割は非常に重要だと思われま

す。今後、課題はたくさんあるかと思いますが、より良い診療体制が続けていけるようお願いいたします。こうした方がいい、ああした方がいいと、言うは簡単ですが、実行となるとなかなか高いハードルがあるかと思いますが、今後ともいい診療所であり続けていただきたいと思いますので、よろしくお願

いします。以上で質問
○議長（由井秀樹君） 以上で2番議員川上真人君の一般質問を

終了します。
一般質問を続けます。通告番号6 7番議員由井基治君。

○7番（由井基治君） 7番議員 由井基治です。通告に従い1点質問

いたします。
基金の管理、運用状況及び村の財政運営について質問いた

します。
まず会計管理者に伺います。村では財政調整基金や教育施設整備基金、野菜生産安定基金など26の基金を有しており、その金額は約70億円程度と聞いております。基金の管理運用にあたっては、安全性、流動性の確保、効率性の追究を原則に行われていると思

いますが、現状と具体的な取組みについてお聞かせください。
次に税財政課長に伺います。令和8年度の予算編成の方針の中で、村財政の健全化を示す指標は、健全な数値を維持しているものの大型事業の継続により、公債比率が大幅に上がっており、引き続き慎重な財政運営を行なっていかなければならないと示されていますが、予算編成を行う上で、どのように取り組んでいるのか、その内容をお聞かせください。以上よろしくお願

いします。
○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原会計管理者。

○会計管理者（原 恭司君） それでは由井議員の村の基金運用の管理運用状況について答弁いたします。

はじめに本村においては今議員申し上げたように様々な活用目的を定めた26種類の基金があり、その総額は約70億円の残高となっています。これら基金は、今日まで長期的な健全財政、計画財政を見据え、財源確保策の一環として確

率的な運用を実施してきたところです。

具体的な運用については、主に農協や管内金融機関に期間を一年とする定期預金を行なっているところです。ところが皆さんご承知のとおり、低金利、ゼロ金利時代が長く続き、預貯金利率も 0.025% から 0.03% というようなことで、ほんのわずかの利息収入しか得られませんでした。

昨今、ようやく金利の上昇も始まりまして、1 年期限の定期預金で 0.3 から 0.4% ぐらいの利率を見込めるようになってきていますが、依然として低い状況です。

このような環境の中で、村では一昨年度より定期預金よりも安全かつ有利な運用が見込めるということで、3 億 3,000 万円分を債券運用に切り替えました。内訳は期限を 10 年とする国債が 1 億円です。それから長野県が発行した期限 10 年の県債が 2 億円です。それから日本学生支援機構が発行した期限 2 年の債権 3,000 万円分で、トータル 3 億 3,000 万円分を購入しました。

これらの利率が、現在 1% から 1.8% ということで、年間の金利収入が 420 万円ほどになります。

仮にこの 3 億 3,000 万円を 1 年ものの定期預金で運用した場合には 100 万円に満たないわけですが、金利が今のまま 10 年間推移したと仮定すれば、金利収入で 3,000 万円以上の差が出るという計算になります。非常に大きな額であります。

一般的に債券は、高い利回りが得られる反面、突発的な支出に対応する場面では中途換金することで、額面割れするリスクもあります。そこは定期預金と期限の短い債券それから期限の長い債権を組み合わせ運用していけば、リスクを回避しながらより有利な運用が可能となります。

よって本村の場合には、今後金利情勢を的確に見極めた上で、定期預金を減らし債券での運用を増やしていくことが必要ではないかと考えています。

いずれにしましても、村の大切な財産である基金をもっとも確実有利な方法により管理し、日々の資金需要において決して枯渇することがないように出納業務に努めていくことが重要であると考えていますので、ご理解いただければと思います。以上になります。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 7 番由井基治議員の（2）番の村の財政運営についてお答えいたします。本村の令和 6 年度決算は、自治体の健全化を示す指標である実質赤字比率や将来負担比率において数値なしとなっており、財政規模に対する公債費の割合を示す実質公債費比率も 2.4% と健全な財政状況でございます。

一方で、公債費は増加しており、令和6年度決算における一般会計ベースの元利償還金繰上償還分を除いたものでございますが、約4億8,000万円でした。令和7年度6億1,000万円、令和8年度予算ベースで6億円を予定しており、公債費比率は上がっていく傾向にあります。

地方債残高は一般会計ベースで令和5年度がピークで約57億円、令和6年度末には約53億円となっております。統合小学校建設では、令和9年から3ヵ年で6億3,000万円の起債を借り入れる予定となっておりますので、令和11年頃までは償還額と借入額が拮抗し、残高が横ばいとなりますが、その後減少していく見込みです。

さて健全財政化に向けた慎重な財政運営とは具体的にどういった対策かという質問でございます。歳入では税や各種使用料収納率向上、歳出では住民サービスを維持しながらも経常的経費の見直しや投資的経費においても、起債だけに頼らず国庫補助金などの財源確保を行うことを考えております。

また地方債の繰上償還を積極的に進めることとしています。現に令和6年度は4億円超の繰上償還を行っており、本年度3月補正予算案でも3億円の繰上償還をご審議いただいているところでございます。こうした積極的な繰上償還を行うことで、将来への負担が減少し、余裕を持った財政運営が可能となり、今後必要となる施策を実施する上での財源を確保できるものと考えております。

また自主財源に乏しい本村ですが、税や各種使用料等の徴収率を上げることは、税の公平性の観点からも重要と考えております。加えて価格高騰で、公共施設の高熱費や燃料費などの維持費が膨らんでいる中、上下水道料金をはじめ多くの使用料で何年も料金の見直しを行っておらず、今後住民の負担感を考慮しながらも適切な価格転嫁を図るための議論を始めていくことは、継続的な住民サービスを維持していく上でも必要であると考えております。

将来へ負担を回さぬよう引き続き積極的な繰上償還や無駄を省いた予算策定及び執行を行い、財政の健全化に向けて適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 会計管理者の答弁の中に、今までにはなかった3億3,000万円の債券運用を行うという答弁がありました。これは昨今の経済状況を考えればメリットデメリット、定期預金にしても両方の運用の中では注視していかなければならないことが出てくると思います。この辺しっかり注意して運用していただき

いと思います。

会計管理者に再質問ですが、村債、今一般会計と特別会計合わせてどのぐらいの借入れがあるのか。まずその借入れに対して利息は変動なのか固定なのか、その点ちょっとお聞きしたい。できれば質問内容になかったのですが、答えられれば答えられる範囲だけでお願いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 会計管理者。答弁できますか。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） ご質問でございますが、起債残高と基金残高ということでよろしいでしょうか。令和6年度の起債地方債現在高ですか53億3,100万円ほどでございます。積立金の現在高は60億5,900万円でございます。金利にしましては固定と固定でないものとそれぞれございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 起債は60億でよろしいでしょうか。一般会計と特別会計合わせての金額ですね。

○議長（由井秀樹君） 高見沢税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） すみません失礼します。その財源残高ですが、普通会計で53億円、特別会計も合わせました全合計の残高は64億7,877万9,000円でございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 起債が65億円弱64億円で、基金の方が70億円、この点も考慮しながら、会計管理者には有利な運用にあたっていただきたいと思います。答弁ありがとうございました。

引き続き税財政課長に伺います。税財政課長の答弁の中に、住民サービスを維持しながら令和6年度の償還金4億8,000万円で、繰上返済が4億円、今年度の償還額が6億円で繰上返済が3億円を予定しているということでしたが、将来の余裕ある財政運営にはまだ不安が残るという答弁だったと思います。

そこで答弁の中で気になったことが1点あります。価格高騰により光熱費、燃料費など維持費が上がっているため、上下水道料金など多くの使用料料金の見直しを考えなければいけないという答弁がありました。

これらの特別会計ですね、上下水道などの、それは一般会計から結構なお金が入っていますが、それをしてもまだ価格を考えなければ、見直さなければいけないということなのか、その辺ちょっとよろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） お答えいたします。答弁の中であまり将来への不安があるというようなことはちょっと申し上げてございませんで、最後に申し上げたのは、将来に負担を回さぬように積極的な繰上償還や無駄を省いた予算策定執行をというところでございます。

また2番目の光熱費や燃料費等の高騰にかかっている上下水道料金と使用料ということですが、これは昨年12月の古原議員の自主財源の質問でもそういった答弁をしておりますが、一般会計から特別会計に繰り入れをしているわけですが、その額を当然ながら今後減らしていかなければならないわけで、そうした使用料等もう何年も据え置き状態でございますので、今後検討して行く必要があるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 川上村でも人口が減って、人口が減れば水道料金の値段が上がることは当たり前だと思いますが、この点もいろいろ精査しながら、住民に無理なサービスにならないように気をつけていただきたいと思います。

また水源の確保、ライフラインの整備とかいろいろな資金がこれから必要になってくると思いますが、財源の確保は十分なのか、その点よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見沢税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 繰り返しになりますが、自主財源を増やして、依存財源に依存することなく、自主財源を今後増やして行きながら、さらに国庫補助金等できるだけいただけるものをいただきながら運営して行くということでございますので、それぞれ職員全員がそれぞれの部署で、それぞれ努力して財政運営をやって行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） これから考えられる小学校建設、水不足に対する水源の確保、あと考えられるのは少子高齢化人口減少など、これから考えられることが山積みだと思っております。税の運営に対してもある程度先を見据えた運営をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で7番議員 由井基治君の一般質問を終わります。

散 会

○議長（由井秀樹君） これで本定例会に通告のあった一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。たいへんご苦勞様でした。

(散会 13時52分)

令和 8 年川上村議会第 1 回定例会（最終日）

令和 8 年 3 月 16 日

（開会 10 時 00 分）

○議長（由井秀樹君） おはようございます。

初めに 2 番議員 川上真人君から定例会を欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は 9 名の出席を得ています。

これから本日の会議を開きます。

日程第 7 議第 3 号 川上村宿泊税交付金基金条例の制定

○議長（由井秀樹君） 日程第 7 議第 3 号 川上村宿泊税交付金基金条例の制定を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 3 号 川上村宿泊税交付金基金条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 8 議第 4 号 川上村奨学金貸与条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 8 議第 4 号 川上村奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 4 号 川上村奨学金貸与条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9 議第5号 川上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定

○議長(由井秀樹君) 日程第9 議第5号 川上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第5号 川上村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10 議第6号 川上村地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例

○議長(由井秀樹君) 日程第10 議第6号 川上村地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第6号 川上村地域特別賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11 議第7号 川上村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長(由井秀樹君) 日程第11 議第7号 川上村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第7号 川上村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第12 議第8号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長(由井秀樹君) 日程第12 議第8号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第8号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13 議第9号 川端下辺地ほか7辺地に係る総合整備計画の策定

○議長(由井秀樹君) 日程第13 議第9号 川端下辺地ほか7辺地に係る総合整備計画の策定を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 9 号 川端下辺地ほか 7 辺地に係る総合整備計画の策定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 14 議第 10 号 令和 7 年度川上村一般会計第 6 回補正予算

○議長 (由井秀樹君) 日程第 14 議第 10 号 令和 7 年度川上村一般会計第 6 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

7 番 由井基治君。

○7 番 (由井基治君) 44 頁をお願いします。12 款公債費 1 目元金 12 節の償還金及び割引料の繰上償還分について質問します。

昨年度は 4 億円の繰上償還で、今年は補正として 3 億円を計上していますが、将来の負担の軽減や財政の健全化に向けて繰上償還していくのも大切だと思いますが、これだけの余剰金が出るのであれば、もっと住民サービスの向上にも使っていくべきだと思います。

本来ならばできたはずの事業を行わずに、財政の健全化だけをうたって、健全に見えるようにしているとしか考えられません。年度途中に見通しが立ってくるのであれば、その時だけは繰上償還だけでなく、地元の住民に還元すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長 (由井秀樹君) 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長 (高見澤 光君) ただいま繰上償還金分を住民サービスに還元したらどうかという意見でございます。そういった考えもあろうかと思いますが、現在の償還金の借り入れの額を考えますと、繰上償還できるときには繰上償還していくという今現在の財政担当の方の考えで、そういうふうに進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 (由井秀樹君) 7 番 由井基治君。

○7 番 (由井基治君) この間の一般質問でもあったのですが、健全だ健全だとうたってはいますが、この間答弁もありましたが、不安はないということでした。ただこれだけ余剰金を残すということは、財政は厳しいと言っても過言ではないと思います。またこんなことを言っても仕方ないから、交付金というのは村民の一人当たりに振り込まれるお金だと思います。ということはそれに対して還元していかなければ

ば住民サービスが向上しないと思いますが、その辺どうお考えかお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 交付金というのは今回国の臨時交付金等で多目的券等をやっておりますけれども、すみませんが、今のご質問の趣旨がちょっと分からないのですけれども、交付金という意味をもう一度お願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 特別交付税ではなくて、普通に支払われる交付金のことを言っているのですけれども、私もよく分からないのですけれども、その辺です。

○議長（由井秀樹君） 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 普通交付税のことでよろしいですか。

普通交付税に関しましては、基準財政収入額と基準財政需用額の差額を普通交付税でいただいております、村の自主財源で足りない分の主な部分を普通交付税で歳入の主な部分を賄っているということでございます。

支出においては当然住民サービスへの還元ということもあるのでございますけれども、余剰が出た分に関しては、借入の額も大きいものですから、毎年できるだけ償還、もちろん積極財政という言葉も最近ございますけれども、繰上償還で返せるものはもうできるだけ返していくという考えで今現在やっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 話を伺っていれば先行きの公債費の上がらないように今繰上償還して操作しているようにしか受け取れませんので、この辺をもう少し住民サービスで返せるような財政運営をしてもらわないと、毎年、毎年繰上償還するためにこのくらい残すんだという趣旨にしか見えません。その辺財政を変えていく考えはないのでしょうか。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 副村長。

○副村長（中嶋昌哉君） 私が代わりにお答えします。私は企画課長財政担当のときにもちょうど小学校の建設ということで、こちらの議場でも答弁させていただいたのは、まだ大型建設事業等あるから他の事業をやらないということはありませんと断言をさせていただきました。

そうした中で、今回の8年度予算の予算編成に際しても、今の健全化については財政担当が事細かく見て、その中で財政計画を立てて実施をしております。今議員おっしゃられたとおり、偏りすぎて住民サービスが本当ならやるべきものやっ

た方がいいというものがやらないということがないように、私も村長と意見を共有しまして、例えば今回ですと、高校生の通学の支援であるとか、様々なことについて一旦はどうかなという財政的な意見をもらった中でもやはりこれは実施すべきだと。そういった財政に偏った村づくりはだめだということで、少し助言もしてきたつもりであります。

今後とも繰上償還ありきという考え方では実際には仕事はするつもりはありません。ただ健全化ということも大事な村の財政のうちでありますので、両立するようにこれからも指導していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 副村長の意見も伺いました。またあとで高校生支援とかその辺もまた質問していきたいと思っております。健全化に向けて進めればいいのですが、もう少し住民サービスに力を入れてもらいたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で7番 由井基治君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第10号 令和7年度川上村一般会計第6回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第15 議第11号 令和7年度川上村特別住宅特別会計第2回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第15 議第11号 令和7年度川上村特別住宅特別会計第2回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第11号 令和7年度川上村特別住宅特別会計第2回補正予算について、原案

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 16 議第 12 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 16 議第 12 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 12 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 17 議第 13 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 17 議第 13 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 13 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 18 議第 14 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 18 議第 14 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 14 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 19 議第 15 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 19 議第 15 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 15 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 20 議第 16 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 20 議第 16 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 16 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 21 議第 17 号 令和 7 年度川上村下水道事業会計第 2 回補正予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 21 議第 17 号 令和 7 年度川上村下水道事業会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 17 号 令和 7 年度川上村下水道事業会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 22 議第 18 号 令和 8 年度川上村一般会計歳入歳出予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 22 議第 18 号 令和 8 年度川上村一般会計歳入歳出予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番 渡辺亜子議員。

○4 番(渡邊亜子さん) 130 頁 10 款教育費 4 項社会教育費 7 節公民館報編集委員の謝礼 93 万 9,000 円についてですが、この謝礼ですが、今 5 名いると思いますが、1 名で割ると 1 人 18 万 8,000 円になりますよね。この編集について、この中に 0 円の人もいると聞きました。これは取材に行った者勝ちみたいな、行けない人もいる、行く人もいるそれぞれ計画性もなく自然に行った者勝ちみたいな報酬の支払いがされていると思うのですけれども、今、館報と広報がいっしょになって取材も大変になっていると思うのです。5 人というのが適正な人数かどうかそしてまた公募もし

ないし、仲間内の会みたいになっていると思うのです。取材も本当にそれぞれの方が一生懸命やっていて大変だと思うのですけれども、この内部のことを詳しく教えてもらえますでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） お答えします。館報編集委員は月に1回会議を開いておりまして、そこで決めて進めています。

報酬につきましては、実績に応じて支払っている状態です。

○議長（由井秀樹君） 4番 渡辺亜子さん。

○4番（渡辺亜子さん） その実績に応じてというのが取材に行ける人行けない人がいて早い者勝ちみたいになっていて、行きたいのに行けないみたいな、0円の人もあれば何十万円の人もある。その報酬の不公平さというのがあると思うのです。

一応館報の編集委員として5名選出されていて、村のために一生懸命努力されている方たちだと思うのですけれども、その人たちに報酬のベースがなく、偏りが生じているということについてどう思いますでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） そのようなことのないように、これからチェックして公平になるように管理していきたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 4番 渡辺亜子さん。

○4番（渡辺亜子さん） そのようにお願いします。今までも編集委員は10年間同じ人が編集長をやっていました。その編集長に関しても任期というのを設けないとちょっとただらするのかなあとあって、みんなモチベーションが上がるようにそれぞれ交代で編集長などに任期を設けて、報酬のベースもある程度していただいて、行った者勝ちで、0円の人から何十万円の人というこの93万9,000円の中での報酬はすごくおかしいと思います。そこのところをよろしくお願いします。

またチェックさせてもらいます。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番 渡辺亜子議員の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第18号 令和8年度川上村一般会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方

の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 23 議第 19 号 令和 8 年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 23 議第 19 号 令和 8 年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 19 号 令和 8 年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 24 議第 20 号 令和 8 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 24 議第 20 号 令和 8 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 20 号 令和 8 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 25 議第 21 号 令和 8 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 25 議第 21 号 令和 8 年度川上村国民健康保険特別会計

歳入歳出予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 21 号 令和 8 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 26 議第 22 号 令和 8 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 26 議第 22 号 令和 8 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 22 号 令和 8 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 27 議第 23 号 令和 8 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 27 議第 23 号 令和 8 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 23 号 令和 8 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 28 議第 24 号 令和 8 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 28 議第 24 号 令和 8 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 24 号 令和 8 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 29 議第 25 号 令和 8 年度川上村簡易水道事業会計予算

○議長(由井秀樹君) 日程第 29 議第 25 号 令和 8 年度川上村簡易水道事業会計予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 25 号 令和 8 年度川上村簡易水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 30 議第 26 号 令和 8 年度川上村下水道事業会計予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 30 議第 26 号 令和 8 年度川上村下水道事業会計予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 26 号 令和 8 年度川上村下水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩といたします。自席にてそのままお待ちください。

（午前 10 時 41 分）

（休 憩）

（午前 10 時 43 分）

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 31 陳情第 1 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 31 陳情第 1 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情を議題といたします。

本陳情については社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教副委員長から報告を求めます。社会文教副委員長 中嶋治樹君。

○社会文教副委員長（中嶋治樹君） = 陳情第 1 号報告 =

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、社会文教副委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第1号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

ここでお諮りします。追加第1号として

日程第1 議第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議第28号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第3 議第29号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議第30号 令和8年度川上村一般会計第1回補正予算

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第6 委員会の議会閉会中の継続審査の件

を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(由井秀樹君) 追加日程第1 議第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長(由井正一君) =議第27号説明=

○議長(由井秀樹君) 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決を行います。

議第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第2 議第28号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 追加日程第2 議第28号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） =議第28号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。

議第28号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

ここで11時15分まで休憩といたします。

（午前11時00分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 議第29号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 追加日程第3 議第29号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第29号説明=

○議長（由井秀樹君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第29号 川上村介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第4 議第30号 令和8年度川上村一般会計第1回補正予算

○議長（由井秀樹君） 追加日程第4 議第30号 令和8年度川上村一般会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第30号説明=

○議長（由井秀樹君） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番 井出 光君。

○6番（井出 光君） 給料が上がったことによって、共済費が上がることは当然ですが、7頁の4目会計管理費で手当が6万4,000円の増額で共済費が51万6,000円の増額で、10倍近い共済費があがっているのですが、この内訳は何ですか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 先程申されました会計の管理費ですけれども、皆さまもご存じですけれども、会計管理者と会計の今の職員がおるわけですけれども、この人たちの部分をそのままこちらの給料のところに入れております。

共済組合の負担金がなぜ多いのかということになりますけれども、これについてはそれぞれ今回退職される方もありましたりとか、共済の関係で会計管理費の中の4節の共済費ですけれども、こちらについては今います職員ですけれども、こちらの分の負担金について増額ということで計算されておりますので、ご承知おきいただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 6番 井出 光君。

○6番（井出 光君） 退職に関する関係ということで、退職積立金を積んでいると思うのですが、共済費がなんでこんなに高いか不思議なのです。いわゆる年金ですよね。その内訳は分かれますか。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 私のところにある資料ですけれども、こちらで共済費負担金というのは、例えばですけれども、年金とかそういったことには積立をしていますけれども、それ以外に基本的には自分たちの医者にかかる時の保険ですね。一般の方の国民健康保険とか会社の協会健保とかに加入しています自分の体のための保険料が一番大きいと思っています。それプラス先程議員おっしゃられましたように、

共済への積立金でありまして、それが将来は退職金とかそういったものの積立にいくものもあります。

共済はそういったことで、うちの方では共済組合にお金を払うわけですがけれども、その元々の計算はこちらですのですけれども、共済組合とのやりとりというか後期高齢者だとかそういった広域連合と同じように、各共済についての負担金についてはこの職員についていくらということを確定していただきながら予算計上しておりますので、今の会計管理のところにいる職員について、共済組合の方からそういったことの請求というかそういった負担金でお願いしていることが出ておりますので、こういった金額になっております。

○議長（由井秀樹君） 6番 井出 光君。

○6番（井出 光君） 共済組合からの請求額という話ですがけれども、職員手当等が6万4,000円しかあがっていないのに、共済金が10倍近くもあがっているということ自体がちょっと異常なので、その辺は共済組合ともう1回よく話をしてみてください。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で6番 井出 光君の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第30号 令和8年度川上村一般会計第1回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） =諮問第1号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員。したがって、人権擁護委員の候補者の推薦については、適任として答申することに決定いたしました。

追加日程第6 委員会の議会閉会中の継続調査の件

○議長(由井秀樹君) 追加日程第6 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中に継続調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することを決定いたしました。

ここで今定例会を最後に役職定年となります2名の課長より発言を求められておりますので、順次これを許可します。

原会計管理者。

○会計管理者(原 恭司君) 私事で皆さんの時間をいただきまして、ありがとうございます。私、役場に入りまして早いもので38年が経過しました。この度、役職定年ということで、まだ3月末までは若干ありますが、本日の議会が私の卒業の日となりました。

管理職時代には説明不足やら分かりづらい答弁もあったと思います。しかしながら冗談も言いながら皆さんとお付き合いしたことがたいへんうれしく思っております。

時代の流れで役場の定年も伸びてきていますので、私もまだもうしばらくの間、お世話になることにいたしました。皆さん、役場に來た際には引き続き声をかけていただければ幸いです。

長い間ありがとうございました。

○議長（由井秀樹君） 中嶋診療所事務長。

○診療所事務長（中嶋 豊君） 先程会計管理者の方からお言葉がありましたけれども、私も同じであります。私事で時間を割いていただき一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様には高所大所の視点から将来に向けて地域課題や村の身近な問題に村民に寄り添い、生の声を届けていただいたことまた貴重なご意見、要望などをつないでいただいたことが支え合う、支えると、適当な言葉が見つからないわけですが、自分自身、事実は何か常に意識して、日々の仕事に向き合うことができたのだと感じております。

議場の場で皆様と一緒にさせていただくのは本日が最後となりますが、また何かありましたらお気軽に声をかけていただければ幸いです。

今後ともご指導のほどよろしくお願い申しあげまして、簡単ではありますが、感謝の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

○議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和8年第1回定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

（閉会 11時46分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番